

平成23年9月第34回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成23年9月9日第34回互理町議会定例会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（19名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 小野 一雄  | 2 番 熊澤 勇   |
| 3 番 鞠子 幸則  | 4 番 相澤 久美子 |
| 5 番 渡邊 健一  | 6 番 高野 孝一  |
| 8 番 安藤 美重子 | 9 番 鈴木 高行  |
| 10番 平間 竹夫  | 11番 佐藤 アヤ  |
| 12番 佐藤 實   | 13番 山本 久人  |
| 14番 熊田 芳子  | 15番 安田 重行  |
| 16番 永浜 紀次  | 17番 高野 進   |
| 18番 島田 金一  | 19番 安細 隆之  |
| 20番 岩佐 信一  |            |

○ 不応招議員（1名）

- 7 番 穴戸 秀正

○ 出席議員（19名）

応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
震災復興推進課長	高 橋 伸 幸	税務課長	日 下 初 夫
町民生活課長	安 喰 和 子	保健福祉課長	佐 藤 浄
産業観光課長	東 常 太 郎	わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄
都市建設課長	古 積 敏 男	上下水道課長	清 野 博 文
会計管理者 会計課長	齋 藤 良 一	教育長	岩 城 敏 夫
学務課長	遠 藤 敏 夫	生涯学習課長	佐々木 利 久
農業委員会 事務局長	酒 井 庄 市	監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	櫻 井 直 規		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前9時58分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、7番 宍戸秀正議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、13番 山本久人議員、14番 熊田芳子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（岩佐信一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

なお、今回も6月定例会同様に持ち時間は質問答弁を含め50分と申し合わせしたところであります。

順次発言を許します。

11番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔11番 佐藤アヤ君 登壇〕

11番（佐藤アヤ君） 11番、佐藤アヤでございます。

私は、仮設住宅の住環境改善の取り組みについて質問いたします。

3月11日、東日本大震災からもはや半年が経過しようとしております。本町では、仮設住宅を希望された全員の方が入居し、生活の再建に向けスタートしております。

仮設とはいえ今後数年間の居住を考える上、生活の拠点としての住居の環境は、被

災された方々の支援として最重要な課題です。本格的な復興に向け、心身の傷を癒し、英気を養ってしっかりと準備する時期だからです。それだけに被災者の回復力を高めるように、復興の意欲を引き出すように、町全体として仮設住宅居住者を支援する必要があると考えます。

そこで、本町での仮設住宅の住環境の改善の取り組みについて、町長のご見解を伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 佐藤アヤ議員にお答えいたします。

仮設住宅の住環境の取り組みについてでございますけれども、応急仮設住宅は、災害の発生により住宅に被害を受けた場合、恒久的な住宅に移行するまでの間、一時的な居住の安定を図ることを目的に災害救助法第23条の規定により都道府県知事が建設するものであり、被災者の生活再建、住宅再建に向けての足がかりともなる重要な役割を果たすものであります。

私は、東日本大震災直後から本町ではおおむね2,000戸程度の仮設住宅が必要と判断し、宮城県に対し早期の建設を要望したところであり、宮城県では3月28日に県内13市町に対し第1次着工分として1,110戸の建設に着手し、本町においては館南の産業試験場跡地に116戸が着工され、順次、中央公民館南広場に95戸、宮前野球場に85戸、公共ゾーンに558戸、中央工業団地に272戸、合わせて5地区に1,126戸が建設されております。

3月28日に着工した応急仮設住宅は、1カ月後の4月29日から入居を開始し、7月9日には希望者全員が入居することができたところであります。

応急仮設住宅は、ご指摘のように、最低でも2年、場合によっては3年、4年と長期間入居していただくようになりますので、よりよい環境を確保し、安心して生活していただけるよう、入居者の方々からの要望・意見に対応しておるところでございます。これまでに「敷砂利の石が大きくて歩きにくい」、あるいは「車いすのタイヤが沈む」、「車が通過する際の砂利の音がうるさい」等々の改善の要望があった際には、小さな碎石を敷いて改善を図り、高齢の方や足の不自由な方で玄関へのスロープやトイレ、お風呂等へ手すりの設置を希望された方に対しては、希望者全員に設置し、建設時に設置されたバリアフリーのデッキにおいてはスロープや階段の増設要望にも対処しておるところでございます。

また、駐車場につきましては、建設当初は1戸につき1台程度しか確保できませんでしたが、やはり増設の要望が多かったことから、館南、宮前、そして公共ゾーンの各仮設住宅において、町単独事業で整備をいたしたところでございます。

また、暑さ対策といたしましては、7月下旬に玄関へ網戸設置について宮城県から災害救助法が適用され補助対象になるとの通達があったので、現在、町内4業者に依頼して網戸を設置しておるところでございます。特に今年は真夏日が多かったということで、入居者も大変ではなかったかと思っておるところでございます。

また、2人家族で1DKに入居されている世帯で介護や障害の認定を受け介護ベッドを使用している方がいらっしゃいますが、普通のベッドより大きいのもう一人の生活スペースがなくなるため2DKに移してほしいという要望がありました。ただ入居希望全員の方にまず入居していただくことが必要であるため、お待ちいただいておりますが、入居が完了したことに伴いまして空室となっている住宅に先月に順次準備のできた方から移っていただいております。生活環境の改善を図っておるところでございます。

今後は、冬に向けての断熱機能の向上や暖房設備の充実など寒さ対策も必要と考えておりますので、宮城県と連携を図りながら、さらなる住環境の改善に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 7月の初めに公明党宮城県本部といたしまして、仮設住宅入居者を対象にアンケート調査を行いました。亘理町では、5カ所の仮設に入居されている方107人の方々に住環境や交通の利便性、健康状態や不安に思っていることなどを聞き取り調査を行いました。その結果、住み心地については、65%の方が「余りよくない」「悪い」と答えております。その理由は、「部屋が狭い」「2人で1DKでは最低限の荷物を置いたとしても息が詰まりそうだ」と答えています。家族構成や健康状態などを踏まえて今後対応する必要があると考えます。現在、仮設の空き数は幾らありますか。柔軟性を持って対応できませんでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

また、交通の利便性については、50%以上の方が「よくない」と答えております。例えば、宮前仮設住宅から買い物や病院にさざんか号を利用していく場合、午前中は9時台、10時台が1本ずつしかありません。帰りも午後1時台、1本しかない状

況です。今後、さざんか号の時刻の見直しやすべての仮設住宅にバスの停留所設置をすべきと考えますが、町長のご見解を伺います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 公明党の方で仮設住宅の意向調査というか住みやすきの件についてお話あったわけでございますけれども、65%が住みにくいという回答のようでございますけれども、これ5カ所の仮設住宅1,000戸以上の調査、全員に対しての内容ということで承ってよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）そういう中で、現在、この1,126戸建設したわけでございますけれども、現在の空き部屋が60戸とあるわけでございます。そういう中で、やはり逐次さらに申し込みもあるわけでございます。そういう中で、先ほども申し上げましたとおり、1DKから、あるいは2DKに入りたいという方については、逐次整備をしてみたいと思っております。それらの移動はやはりその場所場所によって子供の学校の問題等も十分考えなければならないと思っております。ただ単に宮前仮設から公共ゾーンに行く場合でも、やはり子供たちの通学、それらの内容、学区の問題等々があるかと思えます。そういう中で、現在、買い物等ということで宮前仮設住宅についてはいろいろお話があったわけでございますけれども、ほかの4地区については今まで以上に買い物が便利になった方ということで、住民の方々から喜ばれておるわけでございます。しかしながら、宮前仮設については、やはり商店街が少ないということでございますけれども、現実にはあの地区に入った方々は今までも吉田浜南北とか、大畑浜地区とか、そういう方々の居住者が宮前の方に入っているわけでございます。以前よりもさらに悪くなったということだけでなく、距離的な感覚等々もありますけれども、やはり互理町の場合については平たん地でもあるし、そういうヨークベニマル、あるいは生協とかいろいろなスーパー等がありますので、それなりの時間をかければそれなりの対応ができるのかなと思っております。

さらには、バスの問題でございますけれども、現在9月末で今回のバス路線の見直しということで、今陸運事務所の方とも調整を行っております。そういう中で、このバスの運行経路、すなわち今申された仮設住宅の路線についても、現在打ち合わせ中でございます。それらについても、今後、陸運事務所、あるいは委託業者との調整を進めながら対応をしてみたいと思っております。

以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 対応をお願いしたいと思います。

そのほかにも「おふろが高くてお年寄りが入れない。今まで夏場はシャワーだけでもよかったのですけれども、寒くなると困る」とか、「子供の遊べる公園が欲しい」、あと「あいている仮設を利用して学習の場や憩いの場として提供してほしい」等の声もありました。仮設住宅の住環境改善を求める声は極めて強く、しかも多様であります。被災者に寄り添った支援を、そして仮設住居者の声をできる限り形にしてあげるべきと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

また、これからの冬場の対策でありますけれども、今仮設住宅1軒に1個ずつ火災報知器が設置されております。また、消火器も1棟に1本設置されております。冬場に向かって仮設住宅内でぜひ避難訓練等の実施が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、仮設住宅1棟の両方の壁に断熱材を張って対応してはどうかと考えます。「夏は、壁に触ると目玉焼きができるくらい熱くなった」と住んでいらっしゃる方から声が上がっております。「冬場が心配だ」と言っております。冬に向かって早目に対処すべきでないかと考えますが、この点についてもご見解をお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、仮設住宅そのものについては5カ所に設置されておるわけでございます。そういう中で、まずもって宮前仮設住宅については、周辺といたしましては、吉田小学校のグラウンドもある、あるいは周辺というか公園そのものについては立派な公園はございますけれども、子供たちの遊び場になる小学校の活用も必要かなと思っております。さらには、ほかの地域につきましても、やはり遠くなりますけれどもそれらの対応ということで、やはり仮設住宅内に公園、そして遊び場そのものをつくるということはなかなか、現在の敷地の面積等に伴いましてなかなか無理ではなかろうかと思っております。そういう中で、周辺の、あるいは学校、それらの例えば公共ゾーン、あるいは中央工業団地であれば悠里館のあの広場に来るとか、そして図書館に来るとか、そういう方法もあるのではなかろうかと思っておりますので、新たに公園、遊び場そのものについての設置については、敷地の面積等によって無理ではなかろうかと思っておるところでございます。

さらには、訓練ということでございますけれども、現在のところ、やはり訓練す

るためにはそれらの自治組織の位置づけ、それらについてNPO法人等のお手伝いをいただきながら、現在、それらの合意形成のためにいろいろと手だてを考えておるわけでございます。しかし、時間が若干かかるようでございます。これらについても、やはり自治組織、そして地域のコミュニティーを図る、そしてそれらに基づきまして避難訓練、それらについてもやはり消防団、自主防災組織、それらの協力をいただきながら進めなければならないと思っておるところでございます。以上でございます。（「断熱材は」の声あり）

今度、冬場対策の寒さ対策ということでの断熱材の設置ということでございますけれども、現在の仮設住宅そのものについては県の方で設置されております。そういう中で、建設そのものについてはプレハブ協会の中での協議の中で設置をされておるわけでございます。やはり寒さ対策についても十分ではなかろうかと思っております。しかし、新たに断熱材、あるいはいろいろな施設を整備するためには、災害救助法の適用をさらに強化していただかなければならない、これについては県に対しましても、今後寒さ対策についても、ぜひ県にだけでなく国に対しての要望事項という形をとってまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） きょうの河北新聞に、冬が来る前にということで岩手県の仮設住宅を断熱化というのが記事に載っておりました。ここは約150戸の仮設住宅が並ぶ陸前高田市に設置されている仮設住宅です。作業員が建物の外壁にガラス繊維の断熱材を入れ込み外側にトタンを張りつけた、あと、何か二重窓になるよう新たな窓枠も設けたというような寒さ対策をしているということが載っておりました。やっぱり暑くなってからいろんなことに対応して網戸の対策をやっていただきましたけれども、私は、もう先手先手というか絶対間違いなく冬は来ますので、そういう部分では早目に冬の対策をすべきと考えておりますけれども、岩手県ではちゃんとスタートしております。ここ宮城県でもぜひ県・国にしっかりと要望していただいて、早期に冬場に向かったの対策をお願いしたいと思いますけれども、その点、もう一度ご答弁をお願いいたします。

あと、避難訓練の件ですけれども、消火器があるよねと何軒か回って聞いても、消火器がある場所さえ住んでいらっしゃる方はわかっていない状況です。ですので、避難訓練のその前に「このところには消火器がありますよ」というような、そう

いうことも仮設住宅に住んでいらっしゃる方に周知徹底をなさるといいのかなと思います。やっぱり間違いなく寒くなれば暖房器具、それから台所とか、いろんな部分で火を使う機会が多くなります。そして、仮設住宅は中央工業団地の方は抜けて外側に出ることができますけれども、そのほかの仮設住宅は入り口が1個しかありません。台所でもし火がつけば逃げるのは窓からしか逃げられない、そういう状況ですので、皆さん、今まで大きなおうちに住んでいらっしゃった方が仮設住宅に入って、何かがあったときに本当に逃げることとかそういうことは今回初めてだと思いますので、そういう部分ではしっかりと冬場に向かっている火について火災予防をしっかりと訴えていくべきではないかと考えておりますけれども、その点についてももう一度ご答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） けさの新聞に岩手県では仮設住宅を断熱化ということで、冬が来る前ということの記事になったわけでございます。これについても十分承知しております。これについては、やはり市町村でなく県の段階での設置ということで、これについてもさらに関係する市町村が県に対し、そしてこの断熱材、それらについても県としてもなかなか大変だということで、国に対しても財源の確保について要望活動を展開してまいりたいと思っております。

さらには、仮設住宅内の消火器の位置の問題、どこにあるかわからない、そういうことから、これらについてもやはり集会所の中に、見取り図などの中に、ここに消火器が設置されておりますということでの設置方法もあろうかと思っております。これらについて、各管理しております担当の方に早速申しつけ、それらの場所の位置の確認を仮設住宅に入居している方に対しまして周知徹底を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 次に、アンケート調査の中で「心配していることは何ですか」というそういう質問の中で、「いつまで入居が可能か心配」、それから「生活費や経済面も心配だ」と答えております。また、「2年以上の入居を希望しますか」の問いに、本当に多いなと思ったのですけれども、私のアンケート調査の部分で84%の方が「入居したい」と答えておりました。住みなれた家を失い仮設住宅等で暮らす町民の方々の中には、将来に対し不安な気持ちでいらっしゃる方が多くいらっしゃる

ます。新築した家に入居し、わずか半年で家を流された方や職場を失った方、また高齢のため新たに住宅ローンを組み新築をすることが難しいなど、さまざまであります。こうした方々の生活再建について、町としての考えを早く示し、町民の皆さんに安心を与えることが行政の役割であると私は考えます。

仙台市では、5月31日に今回の震災により住宅を失った被災者の生活再建に向け、災害公営住宅を整備することを発表いたしております。第1段階として、平成25年度には約600戸をつくり、最終的には2,000戸を供給すると言っております。さきの新潟県中越地震においては、2004年10月23日に地震が発生しましたが、翌2005年度には災害公営住宅の建設に着手し、地震発生から1年半後の2006年4月10日には入居が始まっております。一般的である設計、用地確保には1年、建設には1年かかることを考えれば、早急に建設場所を含め供給戸数を示す必要があり、そうすることで仮設住宅へ入居されている方にも安心を与えることができると考えます。住宅再建が難しい被災者も多いと考えますが、災害公営住宅の建設について、町の考えを早急に示すべきだと考えますが、この点については、町長、どのようにお考えでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 私の方からもお尋ねしたいのですけれども、回収率というか、80%以上の方が2年以上の仮設住宅に希望したいということ、これらについては原則として仮設住宅は2年でございますけれども、阪神・淡路の経験を踏まえすと3年、4年に延びる可能性もあるということで、限定はできませんけれども、そういう方法で県知事、あるいは市町村の方でも申し入れをしておるところでございます。そういう中で、80%の方がそういうことで延期してもらいたいということでございますけれども、戸別訪問しての回収、何人に対しての80%以上……（「107人です」の声あり）107人。要するに、1,000戸以上の中の100人ということですね。（「そうです」の声あり）それらについても十分数が多から少ないからというわけではございませんけれども、やはりこの仮設住宅そのものについてはいつまでも入るのではなく、先ほど来申し上げておりますとおり、被災者の生活再建、あるいは住宅再建に向けての場所ということで、法律は2年でございますけれども、さらに3年、4年になるのではなからうかと思っておるところでございます。そういう中で、ご案内のとおり、9月4日の震災復興会議の中で震災復興基本方針が決定されました。

了承いただきました。それに基づきまして、今後は復興計画をつくる計画になっております。その中でやはり住宅の災害復旧住宅、さらには集団移転のための内容等について、現在いろいろと復興本部の方で検討をさせていただいておるわけでございます。そういう中で、ぜひ災害復旧住宅そのものについても、果たしてそれらについてもやはり意向調査をしなければならない。住宅は建てた、入る人がなかった、その場所的な内容等も踏まえながら今後検討してまいりたいと思います。特に、災害復旧住宅そのものについては町の方で建設し、それらの入居をする方についてはそれらの希望者をとりながら、何戸を建てればいいのか、それらについてやはり意向調査をしながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 12月までに復興計画を立てるという部分でやっぱりきちっとした意向調査を、その前にどれぐらいの方が、皆さんがよく言うのですけれども、「町営住宅みたいなのところに入れるといいね」みたいな感じで言っていらっしゃる方がいますけれども、やっぱりそういう災害公営住宅の数をきちっとある程度示していかなくちゃならないと考えれば、意向調査というかそういうのもきちっと12月の前にとるべきではないかと考えますけれども、この点についていかがでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 災害計画そのものについては12月までに決定でございますので、できれば9月、10月の中でのアンケート調査、要するに災害住宅に入る希望者をとりたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 被災されている方は、本当に具体的に示してほしいという声が大きいです。そしてまた、もう一つですけれども、自分の力で再建を考えている方も多くいらっしゃいます。そういう部分で、住宅再建の相談窓口も町できちっと設置して対応してやるべきではないかと考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはり意向調査だけでなく、やはりそういう相談窓口というか、やはり福祉の面、あるいは建設の面を考えますと、そういう窓口というかそういう相

談内容を検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） （2）の方です。

孤独死ゼロを目指し日中は見守りをしていますけれども、夜間等の対応については緊急通報システムの設置を推進すべきと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町で行っておりますひとり暮らしの高齢者等緊急通報システムについては、議員の皆さんもご承知のとおり、ひとり暮らしの高齢者宅に設置された緊急通報装置より、高齢者が発した通報を町が委託している警備会社が受信し、本人の訴えから必要に応じ救急や消防、警察、登録している協力員、3名の方でございますけれども、通報し、問題解決につなぐことで、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることを支援するサービスということでございます。

ご質問にありました夜間等の緊急対応について、緊急通報システムは、ひとり暮らしの方の緊急時の不安を解消し安心して過ごす上で日中夜間を問わず有効な手段であると考えております。

町では、仮設住宅へ入居された皆様の健康調査等のため、町、保健所、関係機関の協力のもと、保健師等の連携により全戸訪問の上、生活面や福祉、介護、医療による支援が必要なひとり暮らしの高齢者の方などの把握に努め、必要と思われる方へは内容に応じて順次かわり支援をしております。その中で緊急通報システムについても、現在2人の方からご相談を受けておるところでございます。

今後の推進方法ですが、ひとり暮らしの方へ個別に緊急通報システムの案内チラシを配付し周知を図りながら、今後も実施予定の健康調査や健康相談会、さらには各福祉会の相談会や、さらにそこで得られた個々の情報をもとに行う個別支援の中でも緊急通報システムについて説明をし、設置につなげてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今仮設に入居していらっしゃる方で一人で住まわれている方、また高齢者で住まわれている方は、今現在何世帯いらっしゃるのでしょうか。もしわかれば、お伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 仮設住宅のひとり暮らしの高齢者ということで回答してよろしいでしょうか。資料がございます。館南仮設住宅には、高齢者数が3人であります。旧館、中央公民館の向かいですね、これは6人でございます。宮前が2人、公共ゾーンが32人、そして中央工業団地が29、そして5カ所合わせまして72名となっております。そういう中で、介護認定のある方が旧館で2人、公共ゾーンで3人、中央工業団地で1人ということで、合わせて6人ということでございます。そういう中で、介護認定者が少ないことから、現時点では比較的自分のことは自分でできる独居老人、高齢者が多いのではなかろうかと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） この孤独死を防ぐために、阪神大震災を教訓に各自治体で今取り組んでいるところでありますけれども、宮城県内では本当にまだ緊急通報システムを設置しているところは市町村でも余りちょっとないというような、8月2日の時点だったんですけれども、そういう話を聞いております。この緊急通報システムなんですけれども、今までこのシステムを利用されている方は必ず書くものがありまして、近所の方とか知っている方2人を書いて、その方にもし何かがあったときに案内が来て、そしてその方が通報をした方のところを見守るといようなそういうシステムの緊急通報システムなんですけれども、今回はそれがきかないのではないかなと思うのです。やっぱり周りに知っている方がいればいいんですけれども、こう地域がばらばらになっている今そういう状況で、私はこの緊急通報システムのシステムを若干変えていかなければ、例えばセコムさんにしっかりとつながるようとか、消防署の方にしっかりとつながるようとか、そういう部分での直通での緊急通報システムのそういうやり方をしなければならぬのかなと思いますけれども、この点についてももう一度ご答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、この緊急通報システム、被災前については設置していた数が66件あったわけがございますけれども、被災後、やはり利用者の中で、これについては転出した方、あるいは家族が同居になった方、あるいは施設へ入居した方等を含めると、被災前よりも14件ほど減って現在52件という形になっておりま

す。また、後段のシステムの内容でございますけれども、これについて保健福祉課長の方から答弁をいたさせます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議員さんの方からのシステムの一部変更というようなことでございましたけれども、仮設においても、やはり一番近くにいる方にまずもって時間を短く短時間で様子を見ていただくということが目的ということをご理解いただきたいと思います。そういったことで、地元の区長さんなり民生委員さんの方にも連絡は行くようにということで連絡員というのを設けているんですけれども、本当の理想は、できればすぐ隣の方というようなことで、なるだけお知り合いの方をお願いしたいというようなことでやってきております。今後につきましても、確かに隣に今までとは違う方がいらっしゃるかもしれませんが、幸いにも仮設住宅の場合は隣接しておりますので、そこの中からぜひお願いをして、何かあった場合、警備員の方からご連絡が行った場合、短期間でその様子を見る、そういうような形で進めていきたいと思っております。あと、直接消防の方につなげるということになりますと、消防につきましてもその分だけで仕事をしているわけじゃありませんので、あとその状況によって果たして消防の方から救急隊員が行くべき事案なのかそういったこともありますので、直接というのはなかなか難しいというようなことで、一たん警備会社の方に通報が行きまして、警備会社の方で判断をして、そこから適切な対応をとるということで今後とも続けていきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 宮城県でも名取市と、それから塩竈市の方でやっぱりひとり暮らしの方が孤独死をされております。本町で孤独死ゼロに向けて、本当にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって、佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

次に、17番。高野 進議員、登壇。

〔17番 高野 進 君 登壇〕

17番（高野 進君） 17番、高野 進でございます。

3月11日の東日本大震災からもはや6カ月になります。私は、大震災後の諸問題

について、6点質問をいたします。時間の限りもありますので、はしよるときもご  
ざいます。適切な回答をお願いいたします。

1点目、被災者の意向調査の発表はいつかということでございます。これは、全  
町民に対しての最終発表でございます。7月20日までの分、7月21日回収分が対象  
になっているわけですが、回収率は58%。これらの内容は、震災復興基本方  
針案に関する住民との意見交換会の中で中間報告がございました。その後も体制は  
変わらないと思いますけれども、再度全町民への最終発表はいつか。そして、どの  
ような方法で、まあ広報あたりが適切かと思いますが、それらのご返答をいただき  
たいと思います。以上です。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） それでは、高野 進議員にお答えいたします。

町民意向調査につきましては、町民の皆様方の意向を踏まえた亙理町震災復興計  
画の策定を行うため、7月14日から20日までの期間で調査を実施させていただいた  
ところであります。その中間報告の結果につきましては、7月26日開催の亙理町震  
災復興会議、さらには8月5日から21日までの住民との意見交換会などの場で説明  
してまいりましたが、調査期間後も回答が寄せられ、現在のところ最終的には  
71.2%となりましたので、現在それらの内容の分析を行っているため、最終結果に  
ついては9月末を目途に公表できるよう現在作業を進めておるところでございます。

なお、公表に関しましては、町のホームページを通じて行うほか、各仮設住宅の  
集会所へ掲示等を行いながら町民の皆様方に情報を提供してまいりたいと思ってお  
るところでございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 公表の方法ですが、ホームページ、あるいは仮設住宅というか、全  
町民となれば広報あたりが適切かなと私は思うのですが、町長、もう一度お願いし  
ます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま申し上げたとおり、9月末を目途にということ、できる  
だけそれを早く集計、分析をしながら、もしできるのであれば企画財政課と担当の  
方の調整をして10月1日号の広報に掲載できればと思っておるところでございます。  
以上です。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 実は、意向調査なんですけれども、やっていたわけですが、町民の方あるいは基本方針の住民との意見交換会の中で年代別でとったらどうでしょうかということが、そういう言葉があります。なぜならば、世帯主の方が代表で来るというのが基本的ですが、いわゆる三世代であれば、おじいちゃん、ばあちゃんの年代なのか、若夫婦といいますが40代前後といたらいいか、それから小中学生、おのおの違うと思うのです。私から見て年配の方々はもとに戻りたい、心情的には私は理解はできるのですが、若い夫婦の方々には怖くて仕方がない、子供たちも同じでございませう。なりわいを持っている方は地元じゃないと仕事ができない、こういうことはわかりますけれども、被災地に住んでいて勤め先が被災地以外、町外であれば、そこにはもう住みたくないとかいろいろあると思います。そこで、やっぱり意向調査、年代別でもやられたらどうかというふうにお伺いするわけですが、ご答弁を願います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいま年代別での意向調査ということでございますけれども、今後の調査の中で、これらを考慮して意向調査をしてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 2点目に入ります。

復興基本方針の策定は、計画どおり進行しているかということでございます。

震災復興計画の策定スケジュールはございます。第3回の復興会議、これは先だって9月4日ですね。9月末までに計画素案を策定したいというふうな話がございました。このスケジュールを見ますと、町議会への報告は9月で、10月から11月は計画案の策定で並行して住民との意見交換、12月が町議会での審議、採決という形がスケジュールの概要でございます。そこで、若干もう少し入っていきます。計画どおり進行しているかということでございますけれども、町長は6月の定例会で一般質問へ答弁されました。学識経験者の日程の都合もあり、これは学識経験者のご協力をいただいて、むしろ復興計画策定スケジュールの前倒しをしたらどうかということでございますが、いかがですか。スケジュールを急ぎなさいということですよ。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 第2点目の復興基本方針の策定ということでございますけれども、ご案内のとおり、今後10年間を計画期間として復興を進める際のロードマップとなります「亶理町震災復興計画」の骨子となります「震災復興基本方針」につきましては、ご案内のとおり、ただいまお話しした9月4日に開催いたしました亶理町震災復興会議において了承をいただいたところでございます。そういうことから、9月5日に亶理町震災復興本部会議で決定をいたしましたところでございます。この基本方針の策定につきましては、計画どおり進んでおると思っております。

なお、土地利用ゾーニングのうち、津波被害による住居エリアの設定につきましては、現在、復興会議で継続的に議論いただいております。さらに津波シミュレーションなどで検証を行い、9月末を目途に設定することといたしております。

そういう中で、後段で言われました有識者会議の復興会議の中で、前倒しということでございますけれども、やはり大村先生、加藤先生、石川先生、今村先生、なかなか時間がとれないということで、日曜日、あるいは土曜日ということでの内容で考えておるわけでございまして、次の復興会議そのものについても、日程を現在この前の第3回終了後9月25日ということの設定しておりましたけれども、先生方の都合がいろいろ入って10月に入るのではなかろうかという考えで今各先生方の調整をしておるわけでございます。やはり各有識者の方々、おのおの職業、あるいは国、そして県のいろいろなかかわりがあるということは、日程調整について難しい。そういう中で、復興会議の前にこの前は有識者会議ということで4名の方々に日曜日だったかな、別な会議で、全体会議でなくその前にも打ち合わせするという方法でとってまいりますので、しかし、やはり日程そのものについて若干遅れる、あるいは前倒しを私は考えておるわけですが、なかなか有識者の4名の方々の日程調整が難しいというのが現実であります。これらについても、震災復興課長が有識者の方の自宅に訪問しながらいろいろ調整をし、そして意見等も拝聴しておるといこともご理解願いたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） あの、有識者といいますか学識経験者の都合ばかり考えていたら何もできない。遅くなるばかり。かといってなければ困るというならば、例えば震災復興会議、学識経験者を除いてやって、そこで出たのを素案として学識経験者に送って、ペーパーでもらえばいいんじゃないかなと。そうしないと、予定どおりいつ

ているんじゃないくて、もうおくられているというふうに、今から計画の中でおくられている。むしろそんな形でして、12月議会で審議じゃなくて11月に臨時議会を開いてでもやるんだというふうな、そういう考え方は持ちませんか、町長。いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって震災復興会議そのものについては、そういう方法も、今高野議員さんから言われた内容もありと思いますけれども、まずもって会長さんだけは、大村会長さんだけはぜひ復興審議会の審議の場でいてもらいたいと。そういう中で、ほかの3名の方々がいろいろ都合がありましたら、今言われた内容、震災復興会議の内容を有識者の方々に送る、あるいは事前に有識者会議の方々からペーパーでもらうという方法も考えてまいりたいと。そういうことで、現時点では12月ということでの基本計画でございますけれども、これを一日でも早く計画策定に向け、そして議会の皆さんの議会の議決をいただきたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） おおむね町長の回答は了としますけれども、会長だけでもいいと思うし、会長代行というのもいるわけですよ。参考に申し述べて、次に引き続きいきます。

9月4日に第3回震災復興会議が開催されました。私傍聴しております。震災の復興基本方針が了承されたということで、議員から3名の方が委員になっております。了承されたわけです。決議ではありません。私なりに課題を抱えたまま了承、内容は生煮え、深掘りされていない感がございました。ちょっと主な問題点を1、2、3と申し上げます。これは、町長に対して質問しておるのですから、誤解のないように。

まず、一つ目、津波シミュレーションに基づかない内容であるということ。

二つ目、居住の可否、いいとか悪いとか線引きが示されていない。違ったら言ってください。これでは修繕して戻るか否か迷います。

三つ目、移転候補地は借地になると。要するに、町で買い上げて集団移転といいますかね、そこは借りると。借地。移転者は借りるんだということ。復興の審査の委員は知らなかったということ。そういう中で了承されたということでございます。生煮え。

それとさらに、これは復興課長に聞いた方がいいですかね。移転先の候補地、四つまたは五つでしたね。A、B、C、D、ないしE。8月30日、我々議員ですが、東日本大震災復興支援特別委員会、議長を除く19名。その中で、公共ゾーンの西、悠里館の東ね、候補地の一つとなっております。認識しておりました。その中で若干加えますと、山本議員だと思うんですが、そこは圃場整備事業が完了していると。むしろ、例えば唐屋敷の西の方がいいんじゃないですかというこの発言までございましたが、9月4日、震災復興会議の資料を見て初めてわかりました。実は、逢隈駅のじき東の、いわゆる東南といいますかね、そこに移っていたんです。変更の理由も何も発言がなかった。さかのぼれば、これは9月4日ですけれども、9月2日、我々議員に資料が配付されました。探しました。そしたらあったんですね。なぜこういうわけでこうなったと言わないのか。いかがですか。不親切も甚だしい。どうしたことですか。審議会委員の人も知らない。ちょっと答えいただきます。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高野議員さん、先ほどの津波シミュレーション、線引き、あるいは集団移転の問題について、これについての考え、まずもって震災復興基本方針が定まらなければ前に行かない。これらの内容については計画の中で位置づけをすること。これについては、議員さん方々も、震災復興の特別委員会も設置されておるわけでございます。町だけでなく、やはり議会としても、その辺の内容も踏まえていただかないと、町といたしましては、ほかの市町村、例えば岩沼さんをイットキも全部終わっていますよね。これは、あくまでも震災復興の方針だけであって、計画そのものについて、あるいはシミュレーション、それらについてはやはり国土交通省のシミュレーション、ただ単に亘理町だけのシミュレーションでなく、やはり隣接との例えば防潮堤の高さの問題等があるわけで、亘理町だけが低い、あるいは隣接が高いということになりますと、亘理町だけに津波が入ってくる。それについては、沿岸沿いのお互いの国土交通省との防潮堤の高さ、それらについてもやはり亘理町の場合については建設海岸、漁港海岸、農地海岸があると、そして山元町については建設海岸一本、岩沼についても建設海岸、そういうことから、町といたしましてはやはり農林水産省、水産庁、そして国土交通省と調整を行っておるわけでございます。おおむね聞くところによると、まだ決定ではございませんけれども、同じような高さの7.2メートルで防潮堤をつくっていただけるようになるものと私

も今まで何回となく各省に陳情・要望を行っておるところでございますので、まずもって基本方針がなければ、その前に、これからが基本計画、そのための準備態勢ということでご理解願いたいということでございます。そういうことで、ぜひ今後の計画についてもご協力方お願いいたしたいということでございます。（「移転工事の問題」の声あり）

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 移転候補、集団移転であろうと、災害住宅の問題、これは計画書の中で位置づけしますよと、そのためにはさらにこの震災復興会議並びに住民とのコンセンサスを得ながら計画をつくります。そしてまた、ご案内のとおり計画そのものについても、復旧期3年、再生期5年、復興期7年、その位置づけなども計画の中でつくるということで、急ぐのはわかります。私も急ぎでやりたいのですが、まずもって方針が決まらなければこの計画も前に進まないということで、先日の復興会議の中です承いただいたということでございますので、ご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 先ほど議員からお尋ねのありました移転候補地の場所の変更につきましてですが、私、9月4日の説明の際に、その辺につきましてやっぱり言葉足らずという部分があったかと思えます。そういう意味におきましては、皆さんにうまくご説明できなかったということは反省させていただきたいと思えますが、今回の公共ゾーンの西側の移転候補地、8月の段階では示していたものを9月4日の段階ではその場所を改めて逢隈駅の東側の地点に移しかえたということになりましたが、その辺の考え方につきましては、公共ゾーンの西側と申しますのは圃場整備地区でございます。圃場整備地区ということで、一応圃場整備自体は終わっていますが、まだ換地が完了していないといったことで、そういった諸条件、いろいろ検討させていただきますと、なかなか候補地、最初示させていただいたものが難しいということもございましたので、その辺をもう少し丁寧にご説明してから皆さんにお諮りすべきだったところはちょっと反省させていただきたいと思えます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 今の移転地のことについて、丁寧にお話しいただきました。そのように前もって言うていただければ何ら問題ないというふうに思います。

先ほど町長が答弁されました。基本方針が了承されないと先に進めない。これは、町長、震災復興会議で発言されました。そのとおりかもしれませんが、生煮えだなというのが頭の隅にいつまでも残っております。

そこで、町長、震災復興計画はできたわけですか。素案。素案は9月中に提出するというので発言されております。これについては私は期待をしておりますと申し述べて3点目に入ります。

さて、常磐自動車道を一時避難所にするに、NEXCO東日本、まあ高速自動車道との協議はどうなっているかということでございます。余震は少なくなりましたが続いております。防波堤、防潮堤は若干だけれども直されても壊滅状態。台風とか高潮でこれからも一気に沿岸部に浸水してきます。ここで、6月の私の一般質問なのですが、「それで、こうしたらどうですかと、いわゆる避難所に」というところで、そのときに町長は「NEXCO東日本と協議中」ということでございました。その後の経過をお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先日、NEXCO東日本と協議を行いました。協議の中では、現行の法規上、法律ですね、道路区域内への立ち入りは原則禁止されており、避難のための階段など設置できる施設等についてもさまざまな制約がかかっているようでございます。制約がかかっておるといふ。しかしながら、今回の大津波被害を受けた市町村からは、有料道路を津波避難場所として活用したいとの申し出が多くある。NEXCO東日本としても、現行法規の中で対応できないか等々について検討しておるといふことでございます。

具体的には、災害時にのり面や構造物の被害状況確認のため、のり面を登るための階段やのり面上の通路等を道路事業者として設置する。これらの施設に立ち入るためには、津波防災の一時避難場所として消防団員にかぎを管理していただき、いざというときに避難誘導していただくという合理的な理由があれば施設等の利用が可能となるというものの考えのようでございます。

町といたしましては、やはり復興計画や土地利用計画などと整合性を図りながら、設置位置、場所ですね、そして箇所数、それをNEXCO東日本と調整した上で正式に要請してまいりたい。要するに、設置する場合については、道路の横断されている近くに階段等をつくれれば一番いいのかなと思っておるところでございます。以

上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） これらは早急に解決していただきたいというふうに思います。まだ、要請するとかの段階ですので、結論が出るまで早目をお願いしたいと思います。

さて、4点目でございます。

当町への義援金、寄附金は幾らか。6月時点ではお伺いしたわけですが、いわゆる3月当初から、例えば義援金、総件数は幾らで金額は幾らかというふうな答えをいただきたいのですが、いかがですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 初めに、義援金についてお答え申し上げたいと思います。

当町での義援金は、ことしの8月25日現在で申し上げたいと思います。8月25日現在で1億337万6,077円で、うち配分は5,963万円、これは1次配分ということになります。行っておる。残りが4,374万6,077円となっております。なお、2次配分は、1次配分程度の残額に到達いたしましてからと考えております。

次に、町への災害復興寄附金につきましては、これ年度間がございますけれども、平成23年3月30日以降8月25日まで、22年度分ということをもつて申し上げます。平成23年3月31日までは11件で2,133万4,060円、そして平成23年度分4月1日以降、ちょうど300件、1億6,637万7,522円となっており、3月11日以降の合計が1億8,771万1,582円となっております。

そのほかの寄附としてご案内のとおりふるさと納税がありますが、3月11日以降3月31日までで、これは22年度までで2件の6万円。4月1日以降8月25日までが28件で418万4,900円となっており、3月11日以降の合計額については424万4,900円となっているところでございます。

東日本大震災後の寄附金合計額といたしましては、災害復興寄附金及びふるさと納税を合わせまして341件の1億9,195万6,480円となっておるところでございます。これらの寄附金のうち、ご案内のとおり基金条例制定後に積み立てられました亙理町震災復興基金1億3,647万5,000円、これについては今回の9月補正後積み立て予定しております。これにつきましては、基金の設置目的である東日本大震災からの復旧・復興事業推進のために活用させていただくこととなりますが、実施事業内容や時期につきましては12月の震災復興計画の策定後になる予定であります。以上で

ございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 寄附金はいつごろ何に使用するのかという回答をいただいたよう  
ございます。

寄附金についてちょっとお伺いしますが、義援金と寄附金は別なわけで、寄附金、  
町に使用指定された、使い道を指定された、例えば教育関係に使ってくださいとか  
ありますね。それとも白紙で寄附金というのものもあるかと思うのですが、使途を指定  
された内容、例えば上位3件とか、金額幾ら、その辺もお伺いしたいのですが。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 担当課長の企画財政課長から答弁させます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今、高野議員さんがおっしゃるように、寄附金というのは  
ちの方の受け方として、あくまでも亘理町の災害復旧及び復興に活用していただき  
たいということで受けております。そして、ふるさと納税、今までもございました  
が、これについては寄附者の意向により、まちづくり事業の項目が6項目ございま  
すけれども、この項目に活用していただきたいということで申込書に記載をしてい  
ただいて、そのように区分をさせて、それで基本的には、ふるさと納税に関しまし  
ては、寄附者の意向に基づきまして財源についてはおのおのまちづくり事業に充当  
させていただいているということでございます。寄附金に関しての復興・復旧に関  
しては、まだ、財源的には今後復興計画が定められてそういうふうな事業がスター  
トすれば、その寄附者のご意向に沿って例えば文教教育関係に使っていただきたい  
とかそういうふうな指示もございますので、そういう形で今後この寄附金を、取り  
崩し型の寄附金でございますから、これについては取り崩して事業に充当させてい  
ただきたいということに考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 取り崩し型で対応していくというふうに理解をいたします。

簡単ですが、あと礼状は出しているのですかね。単純なところですが。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 寄附金も一般の方の復興に関しての寄附金、あとふるさと納  
税、あと義援金についても、毎月区切りをつけて御礼状を差し上げております。そ

れで、ふるさと納税については基本的にやり方がちょっと違いまして、御礼状のほかに亘理町の地場産品も一緒に送らせていただいております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 質問の中でしたけれども、義援金の配分は順調かということで、支給率は何%、先ほどの数字を計算すればわかるということで、この質問は了といたします。ただ、一言申し上げたいのは、たしか先ほど1次義援金ですが、これ五千九百何万円、それに近くなったら2次を支給したいと。私、意味はわかるんです。大変な手数ですし、いろいろ。でも、あくまでも義援金を早く渡してほしいと、2次はいつですかとかそんな話も聞きますので、その辺心を酌み取ってやっていただきたいというふうに私は思いまして、次の質問に入ります。

5点目です。8月7日に「福島第一原子力発電所の事故と放射線の影響」を表題、テーマに講演がございました。他の学者の講演も開催してはいかがですかというのが私の質問であります。

ちょっと申し上げます。これ、最近の新聞ですが、きのうだけは何か少なかった。原発関連、「住民帰宅まで20年」、それから福島県の魚屋さん「他県の魚勧めるのが悲しい」ということ、「あきらめ切れぬ帰郷の思い」。二、三ちょっと申し上げます。これ、全国紙と地方紙です。毎日毎日載ります。国の放射線基準が信頼されていないと。これはすき家ゼンショー、牛丼チェーンですね、皆さん牛丼吉野屋さんは存じているかと思えますけれども、国の基準、要するにそれじゃなくて、「自然状態より少しでも高い放射線が検出されれば店に出さない」とか、果ては「北電もやらせ」、「女川原発動員かけられる」宮城県、今度「佐賀県知事やらせ誘導」と、さてこういう記事が、似たようなのがいっぱい出ています。「浪江町も交付金辞退」電源三法だと思うんですね。亘理町はもらっていないと思うんですけどもね、原発の。もらっているのかな。ちょっと参考までに聞きます。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 原子力発電所でなく新地町の火力発電所の建設の際には、もらいました。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 建設の際にということで、火力ね。原発はもらっていないと。そういうところで、実はこの講演、非常に興味深く私も聞きました。しかし、その前に

非常にスピーカーというかマイクの声が聞き取りにくい。町の広報、今回ですから9月号ですか、あれを見て初めてああこういう内容だったんだなということではちょっと申し上げます。行っていない方もいたでしょう。

その内容は、簡単に言うと「放射能は恐れるに足らず」という、「こんなことで騒ぐのですか」というような内容、多かったですね。これ、町の広報、見出し。

「放射線に対する正しい理解を」と、このテーマからしてすごいなと思いました。チェルノブイリに比べると10分の1ぐらいの量、放射能と放射線、ちょっと余りわからないんですが、大体わかるんですが、「恐れる必要はない」ということ、果ては「元気でいれば問題ない」と、いつも人間元気でいるわけじゃないんですけども、そういうことで結論は「過剰な心配はする必要はありません」ということでございます。そうすると、こういう新聞、テレビの放映もあるわけですが、それらとの乖離といいますか、非常にどうしたらいいんだろうというのが私だけではないと思うのです。ある人に聞いたら「大した量じゃなければいいんだ」ということで、「じゃあ米に入っているのと入っていないのとどっち食べる」と言ったら、「やっぱり入っていないのを食べます」なんて、そんなことがありました。

そこで、町長、別な方の講演もやっぱり聞くべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 8月7日に開催した放射線に関する講演会では、町民の方々約300名の参加をいただきまして、さらには質疑応答についても熱心にご意見をいただきながら開催されたわけでございます。参加された方々も十分ご理解いただいたものと理解をいたしておるところでございます。

ご質問の他の学者の講演については、これ、医師会の方で開催するわけですが、あした午後2時から山元町の中央公民館大ホールで開催されます。これについては、医師会で毎年のように亘理と山元町の交代で亘理郡医師会によるところの公開講座ということで、あすのテーマといたしましては原発事故と放射線の影響に関する講演会が開催されます。

講演される方は、国立病院機構仙台医療センター診療技術部長兼放射線科部長の佐藤明弘先生が「原発事故“亘理郡への影響は”：被曝量の評価と人体への影響」の演題で講演を行うこととなっております。

また、周知方法については、9月号の広報わたりにも掲載いたしましたし、町内各診療所にポスターを貼付するとともに、新聞の折り込みや災害FMあおぞらでの放送、そして町からのメール配信も実施してまいっております。ぜひあす町民の方々参加できれば、この放射線等についての講演によって放射線そのものの認識も高まるのではなかろうかと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） あしたのを聞いてみないとわからないのですが、「大丈夫だ、大丈夫だ」というふうな話ばかりがこういう行政での主催はなっているように見えます。広報わたり、30日に私に来ました。たしかあそこ放射線は何とかかんとか、放射線に対する正しい理解を、30日に。31日に私の手元に東北農政局から「米の出荷は自粛願います」。ということは、危ないんだなというふうにしかな考えられない。あしたのを楽しみにしていますけれども、一つ申し上げますと、これ町長あてに来ていると思うのです。私、過日ごちようだいしました。町長あてにご要望ということで本人に了解いただきましたが、吉田中原カミヤヒロシさん。内容をちょっと書いたのですが、この前の講演、安堵感を覚えながらもお話の真意をはかりかねていると。別な方の講演もお取り組みいただけるかどうか、9月中旬までにご連絡賜りたいということですが、返事は差し上げたかと思いますが、ちょっと念のため申し上げます。（「まだ来ておりません」の声あり）まだ来ていないと。これ、8月25日現在ですね。じゃ、この辺で終わります。

さて、6点目、最後の質問でございます。

役場職員の健康状態は大丈夫ですかということでございます。

職員のご家族に震災で亡くなられた方もいらっしゃると思います。心身ともに疲労こんぱいといいますか、した方は恐らくいるわけですね。うつの方はいないだろうかと。私が申し上げたいのは、被災者はもちろんですが、復興の担い手である役場職員、ほかの方も担い手ですが、職員の健康状態、健康体であるかどうかということでございまして、通常健康診断のほか特別健康診断をしてはどうかということでございます。

簡単に言いますと、皆さん、健康状態大丈夫ですかと、以前と変わらないですかということと特別に健康診断をしたらいかがですかということでございます。ご答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 若干回答が長くなると思いますけれども、やはりこの東日本大震災、発生した地震、津波の影響によりまして、当初約7,000人に及ぶ町民の方々の避難される中、直ちに職員の臨時的に職員を初動対応マニュアルに基づきまして各小中学校に避難所を開設し、町職員がその管理運営に当たるなど、被災された方々の支援を第一に考え町職員は各職務に従事してまいりました。

最初の数カ月は交代で土曜・日曜の休日勤務や避難所等の夜間勤務を行うなど、職員個々の体調管理も大変でありましたが、ある程度町民の皆様からの問い合わせ等が落ち着いた7月中旬、7月9日になりますけれども、それからは一部の業務を除きまして土曜・日曜を閉庁とする通常の勤務体制に戻すとともに、避難所については6月末で最後に残った亙理中学校を閉鎖することができた。

なお、自宅の修理等が終了していない一部の町民15名の方については、住環境の整った逢隈働く婦人の家を帰宅するまでの待機所として設置し、職員を配置させ、最終的には職員の避難所体制については7月末まで運用を行ったところでございます。

このたびの東日本大震災後の職員の健康状態の把握については、例年より時期はおくれておりますが、職員の健康管理を行う上で、1日人間ドックについては9月2日から実施するとともに、人間ドックを受診出来ない職員には、集団での健康診断を11月17日と18日の2日間にわたりまして中央公民館で実施することとしております。

そのような中で、東日本震災後に病気休暇をとった職員、その部分について若干触れさせていただきます。14名になっております。過去にかかった病気の再発症の職員が5人、インフルエンザ等での病気の職員が3人、妊娠等による職員が2人、眼科、耳鼻咽喉科関係の病気で職員が2人、避難所従事関係でけがなどをした職員が2人となっております。

もちろん今回の震災において、1次避難所で避難誘導の業務を行う中で直接大津波により流されていく人や搜索の現場等で亡くなった人を目にしたり、遺体安置所や仮埋葬の現場において遺族の方の案内等の業務に従事した職員もおり、この方は大変だったと思っております。仮埋葬とか、安置所での管理運営の職員は大変だった。私も何回となく行っておりますけれども、その職員の方々は「眠れない」、

あるいは「不安だ」という心身の悩みや心配事があったということも事実でございます。そういうことから、今後ともこれらの内容について十分職員の健康管理に十分配慮してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 町長も体に気をつけていただきたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって、高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時30分といたします。休憩。

午前11時24分 休憩

午前11時30分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

3番。鞠子幸則議員、登壇。

〔3番 鞠子幸則君 登壇〕

3番（鞠子幸則君） 3番、鞠子幸則です。

私は、復興計画について質問しますが、質問、答弁、往復で50分ですし、質問が多岐にわたりますので、一括して質問し、一括して答弁をお願いしたいと思います。よろしいですか。はい。

まず、町の震災復興計画策定に当たって、次のことを盛り込んではいかがでしょうかであります。

#### （1）基本理念

①復旧・復興は、日本国憲法に基づく住民の権利を尊重する。日本国憲法の第13条幸福追求権、第25条生存権、第14条平等権、第12条営業の自由、第29条財産権などであります。

②災害に強く安心して暮らせるまちづくり。その際、津波と争うように防潮堤に巨額の費用を投じるよりも、津波避難用建物、タワー設置など、避難施設の充実、避難経路の確立などを重視する。

#### （2）仮設住宅、在宅被災者対策について

①仮設住宅入居者も災害救助法の対象者とし、救助を必要とする人に食料など物

資を提供する。

②仮設住宅と役場、医療機関、商店街などをつなぐ「さざんか」号を運行する。

③孤独死など2次災害を防ぐため、仮設住宅入居者及び在宅被災者の健診や保健師・心のケアチームを巡回させる。

④仮設住宅に「仮設診療所」「高齢者サポート拠点施設」を整備する。

⑤在宅被災者についても、災害救助法の対象とし、実態を把握し、食料など物資の支給、町の情報などを提供する。

### (3) 農業

①イチゴ農家の復旧支援。例えば、地下水の塩分濃度の低下など。また、イチゴ団地をつくる際は、農業者の合意を重視する。

②集落機能維持を可能とする集団移転を支援する。

### (4) 水産業

①沿岸海域の資源は、地元に住み漁業労働に従事する漁業者に利用させる原則を堅持し、漁業資源の維持、漁場環境を保全する。

②町民とりわけ消費者との連携を進め、資源循環型の地域をつくる。

③職住接近を可能とする集団移転を支援する。

### (5) 商工業

①震災復旧・復興は、地域の事業者、労働者が主体となっていく。

②仮設店舗、仮設工場、移動販売自動車購入事業などを支援する。

### (6) 観光

わたり温泉島の海を拠点にイチゴ農園、文化財などを活用し、観光の振興を図る。

### (7) 労働、雇用

①震災の復旧・復興のため、各分野の公共サービスに従事する町職員を確保する。

②公共関連事業に働く労働者に適切な賃金、労働条件と雇用の安定・継続を図る。

### (8) 住宅の確保

復興公営住宅を建設する。

### (9) 医療・介護・福祉

この分野に携わる人の確保と施設の再建を急ぐ必要があり、事業者などを支援する。

### (10) 子供と教育

日本国憲法前文、恐怖と欠乏から免れる権利と、子供権利条約に基づく施策を進める。最後に、

(11) 原発・放射能問題

①綿密な放射線量の測定と除染、被曝の軽減、食品の安全確保を図る。

②原発から自然エネルギー、例えば太陽光、バイオマス、風力などに転換を進める。

以上について答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、鞠子議員にお答えいたします。

多岐にわたる22項目のようでございますけれども、これについて一括ということでございますので、一括でご答弁申し上げます。

震災からの復旧・復興に当たりましては、日本国憲法に基づく住民の権利を尊重しつつ、震災復興基本方針で定めた「復興に向けた基本的な考え方」の一つとして、「町民が主役」による復旧・復興に取り組むこととしております。

今回の大津波による被害は甚大であり、津波防災対策としてハード・ソフト対策を多方面から取り組むことにより、今回のような大津波が来ても生命を守ることができる対策を講ずることとしていますが、それでも沿岸部に近い地域について防御対策が難しいと判断した場合には、住民の安全・安心を確保する観点から居住地域の制限を行い、より安全な地域への移転も対策の一つとして講ずることといたしております。

しかし、その場合でも、憲法に基づく住民の権利を侵害しないよう配慮をしながら取り組むことといたします。

次に、津波防災対策については、国の中央防災会議において、津波の外力、レベルに応じた対策が必要であるとの見解が示されております。

具体的には、数十年から百数十年に1度起こる津波からは人命及び財産を守るハード対策を中心にしつつ、今回のような500年から1,000年に1度来る津波には、ハード対策のみならず、ソフト対策、地域づくりを総動員して対応することが必要であると言っております。

町といたしましても、災害に強いまちづくりを進めるに当たり、津波防災対策の考え方として、防潮堤のみによる防御対策に限らず、避難施設や避難路の整備、さ

らに防災教育、情報伝達など、ハード・ソフト面の両面の対策を講ずることといたしております。

次に、仮設住宅、在宅被害者対策については、災害救助法による救助は本来県知事が実施するものであり、災害救助法第30条により町長に委託されて実施しているものです。議員ご指摘のような交付対象者につきましては、県下統一であり、本町だけ枠を外して対応することは事業対象外となるため、町単費での対応となってまいります。

本町といたしましては、現在、災害救助法による支援ではなく、全国から寄せられております善意の支援物資を集積し、数がそろった段階で仮設住宅全世帯に配布したり、集会所を利用して配布したり、継続して実施しております。

次に、町民乗り合い自動車「さざんか号」は、東日本大震災の影響で3月11日より約1カ月半の間、運休をせざるを得ない状況でありました。しかし、通勤通学者の交通確保のため、4月25日より5路線あった運行経路のうち、バスの運行に支障がない2路線、サニータウン線、北部循環線について運行を再開して今日に至っております。

現在、暫定路線での運行のため、運行路線以外の仮設住宅に住む高齢者の方々や居宅を修繕して戻り住む世帯等々の方々より、通院・買い物等の運行についての要望があり、緊急の課題となっております。

国土交通省では、地域公共交通確保維持改善事業の見直しを行い、東日本大震災で被害のあった沿岸市町村が特定被災市町村の指定を受け、補助の対象となるなど、特別な支援が行われることとなりました。

本町では、この補助事業制度を活用し、地域交通のニーズを把握しながら、仮設住宅や居宅を修繕して生活している地域などの医療や買い物等の日常生活の移動手段の確保のため、路線の増設や運行経路の見直しを図ることで、現在、国土交通省と協議をしているところでございます。新路線での運行予定については、現在のところ、10月1日からということ考えております。これについては国土交通省、運輸省との協議が必要ということでございます。

今後とも、被災地域やそれ以外の交通空白地域の総合的な公共交通を再構築することにより、将来にわたりより多くの町民に利用される地域公共交通になるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、被災者の健診や心のケアチームの巡回については、今後とも、県や関係団体とも連携を図りながら実施してまいりたいと考えております。

また、「仮設診療所」、「高齢者サポート拠点施設」の関係については、現在、高齢者サポート拠点施設の設置に向けて県に計画書を提出しております。荒浜1カ所の診療所を除き震災前の診療所すべて診療開始になっていることから、仮設診療所の設置については現時点では考えておらないところでございます。

次に、物資の支給、町の情報などの提供については、仮設住宅入居者以外の2,137世帯を対象として、仮設住宅入居者同様、お米やインスタント食品、野菜や衣料品などを毎月2回提供しております。配布情報については、防災行政無線やほっとメール便、災害FMラジオで周知しておるところでございます。

また、広報紙「広報わたり」につきましては、行政区長を通じて鳥屋崎地区などで配布を開始しておりますし、町外にお住まいの方で企画財政課に希望された方には郵送で対応しておりますので、ご活用願いたいと思うところでございます。

次に、農業についての2点でございますけれども、東北一のイチゴ産地であった本町のイチゴは、全体の94%が被災し、特に最大の生産地である吉田東部地区は壊滅的な被災を受け、農地の復旧には数年かかる状況となっております。そのような中、常磐道の西側に位置する一本松、新丁、柴町及び高屋地区のイチゴハウスは、津波による被災は受けましたが、ビニールハウスの流失は免れておりますので、東北一のイチゴ生産地の復興シンボルとして国、県、町、JAが一体となって、クリスマスにイチゴを出荷することを目標に復興支援を行っているところでございます。イチゴ圃場の除塩はほぼ完了しましたが、地下水の塩分濃度は、梅雨期の降水量が少ないことや周辺水田が作付されていないことから真水の供給量が少なく、思うように下がらない状況にあります。このため、緊急対策として、上水道の利用などの支援を指示したところでございます。

今年度復興する生産面積は全体の3分の1程度であることから、来年度以降の生産面積の拡大を図り、早期の東北一のイチゴ産地を復活させるため、新たな生産団地の造成や生産圃場の復旧について、関係機関並びに生産者と十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、集団移転の関係については、震災から新たな安心・安全なまちづくりを進めるに当たっては、これまで築き上げてきたコミュニティーを可能な限り維持しつ

つ取り組むことが大変重要であると認識しております。

集団移転を行うには、国の制度として「防災集団移転促進事業」があり、当該事業を活用することとなりますが、当該制度では、市町村はまずもって第1点、移転促進区域内の住民の意向を尊重すること、2点目は移転促進区域内にあるすべての住民が移転されることとなるよう配慮しながら事業計画の策定をすることとされており、集落の機能維持を図りながら移転を進めることとしています。

次に、水産業については3点でございますけれども、現在、地元水産業の早期再開に向け、国や県と連携を図り、漁場の瓦れき撤去を実施し、漁場の環境や水産資源の復旧を図っております。

また、水産物の安定供給の確保を図るため、サケのふ化放流事業やヒラメ等の稚魚放流事業を通して資源管理型事業を推進しております。

今後とも、国や県と連携し、地元漁業者の意向を考慮しながら、水産資源の維持や漁場環境の保全、また、つくり育てる漁業を推進するとともに、水産物の地域消費の促進に向け、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、集団移転関係については、移転対象となります住民の皆さんの意向を十分に尊重し、移転先の地権者を初め、移転する住民の皆さんとの合意形成がなければできません。移転に当たりましては、職住近接であるべきか、職住分離であるかなど、しっかりと住民の意向を確認させていただきながら事業に取り組んでまいりたいと考えております。

商工業については、現在、震災復旧においては、地域の事業者、労働者を中心とした作業を行っているところであり、今後における事業においても、地元雇用を図るよう関係機関に働きかけたいと思っております。

また、仮設店舗、仮設工場等については、独立行政法人中小企業基盤整備機構、すなわち中小機構の支援を受け、荒浜の築港地区に4店舗、新御狩屋地区に7店舗、亘理の東郷地区、すなわち公共ゾーンに29店舗の建設を予定しており、合わせて40店舗と考えております。

移動販売自動車購入事業については、山間部等に居住する比較的交通の利便がよくない買い物弱者の経常的宅配支援として行っている事業でありますので、町としては必要なか今後の復興計画を策定する中で、商工会と連携し、検討してまいりたいと考えております。

観光については、震災復興基本方針の中で「なりわい」と「にぎわい」のまちづくりにあります。観光振興につきましては、わたり温泉島の海の建設時に掲げておりましたコンセプトとして、「本町観光拠点施設並びに町民の憩いの場及び産業振興を推進し、地域経済の活性化を図る」ことを目的に建設し営業してまいりましたが、今後復興をいたす際にも、建設当初のコンセプトは継承するものの、町民の健康増進のための機能も具備し、また海辺と里、川、山の観光資源との連携を図りながら、観光の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、労働、雇用についてでございます。本町においては、3月11日に発生した東日本大震災の復旧・復興に当たり、震災直後の3月13日から防潮堤の応急復旧支援や排水機場の排水支援のため、国土交通省四国地方整備局の職員の方を初め、各避難所等の運営や避難者の医療支援等のため、国、県及び各自治体から延べ約1,400人の職員の方々の支援をいただき、町職員も一丸となり、今回の大震災の復旧・復興のため、各種業務に従事してまいったところであります。

現在においては、5月の臨時議会で議決をいただき6月1日から設置した震災復興推進課に宮城県から2名、東京都練馬区から2名、そして兵庫県淡路市から1名の職員の派遣をいただき、本町の震災復興計画策定のための業務に従事いただいております。また、7月1日からは、産業観光課に宮城県から1名の職員の派遣をいただき、農地の瓦れき撤去、塩害の除去、農業施設の再整備のための設計及び施工管理等の業務に従事いただいているとともに、7月末からは、東京都中野区から2名の職員の派遣をいただき、町民生活課において瓦れきの2次処理関係についての業務及び災害対策本部において仮設住宅の管理運営等の業務にそれぞれ従事いただいております。さらには、9月1日から東京都練馬区から1名、東京都新宿区から1名の職員の派遣をいただき、震災住宅の応急修理に関する業務及び震災復興に係る公共施設の設計管理業務に従事いただいております。

また、9月5日からは、延期となっております県議会選挙及び町議会議員選挙が同日に執行となる見込みであることや大震災後の投票区再編など通常の選挙準備事務より業務事態が困難を極めることから、東京都八王子市の選挙管理委員会の職員の派遣をいただき、適正な選挙執行に努めてまいりたいと考えております。

そのほかにも、緊急雇用の制度を活用し、仮設住宅の集会所の運営関係、支援物資の受け入れ・配布関係、放射線調査、罹災証明書等の発行業務関係、津波被災区

域内での側溝清掃業務等に臨時職員を採用し、公共サービス業務に従事している状況であります。

今後においても、被災された方を初めとする町民の方々の震災からの復旧・復興に向け公共サービスを充実してまいりたいと思っておりますが、現在のところはほぼ満足度が得られる状況にあると考えております。

次に、現在、宮城県内の雇用情勢は、昨今の厳しい経済情勢に加え3月の東日本大震災の影響等により雇用状況はさらなる悪化が危惧され、解雇や雇い止めなど、さまざまな労使紛争の増加が予想されております。このような状況の中において、現在、宮城県やハローワーク等から出張相談会等を開催していただき、仮設住宅の町民を中心に雇用についての情報提供をしております。

今後とも、宮城県を初め、労働関係機関と協議しながら復興計画策定に当たり、労働雇用の安定等について十分検討して考えてまいりたいと思っております。

次に、住宅の確保についてでございます。

震災からの復興に当たりましては、被災者の皆様の一日も早い住宅の確保がその最重点事項の一つであると認識しております。

また、これまで実施してきた住民との意見交換会や町民意向調査の結果においても、被災者の皆様が新たに住宅を再建する際には、資金確保に不安があることなどを踏まえ、町として災害公営住宅の建設を早期に行うこととしています。

なお、建設に当たりましては、現在、建設戸数、建設地の検討を行っており、国の災害査定を受けた後、具体的に事業実施を行うこととなりますので、平成24年度から実施する予定と考えております。

次に、医療・介護・福祉については、財政的な支援につきましては、やはり国・県に要望しながら、関係団体と要望等協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

10点目の子供と教育については、後ほど教育長の方から答弁をさせたいと思っております。

それで、11番目の原発、最後になりますけれども、放射線の問題については、宮城県では毎日1回亘理消防署付近ということで佐藤記念体育館東駐車場で放射線量を計測し、県のホームページや新聞などで公表しております。本町におきましても、町内の小中学校や保育所など30カ所で独自に放射線量を計測し、その結果を公表す

るとともに、その動向について監視しているところであります。

計測結果については、いずれの地点でも国の定める基準を下回っており、県では平常時の生活を送れるよう県民に向けて情報提供しているところであります。したがって、被曝量については特に緊急を要するものではないと考えておりました。除染につきましても、今後、県などと協議をしながら、経費の問題、除染した場合の砂等の処分の問題を解決していかなければと考えております。

また、食品の安全面においては、宮城県が実施しておる野菜、水源等の放射線残留計測結果の情報を得ながら対応しておるところでありまして、特に問題はなく、県内においては農産物の出荷停止等の情報は出ておりません。

なお、今議会において補正予算を計上しておりますが、JAみやぎ亘理が事業主体となって農産物も検査可能な測定機器を導入いたしまして、検査体制の強化が図れるものと考えております。

次に、原発から自然エネルギーへの転換関係については、福島第一原発の放射線物質の漏えい事故は、原子力の安全神話の崩壊とともに、原子力発電の大きな特徴であった供給の安定性がよい、発電コストが低い、二酸化炭素がほとんど出ないなどといった長所をすっかり否定してしまった感があります。

今後は、再生可能なエネルギー、つまり風力やバイオマス、太陽光といった自然エネルギーを活用した低炭素社会の構築は、地球温暖化対策の重要なエネルギー政策でありますので、今後は本町においても推進していかなければならないと考えております。特に、太陽光発電については、太陽光エネルギーを活用しやすい環境を整えてまいりたいと考えておりますので、国・県などに対しましても支援策の充実を要望してまいりたいと考えておりますし、災害復興計画の策定に当たり検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁といたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、子供と教育ということで、鞠子議員にお答え申し上げます。

初めに、今回の東日本大震災で被災した学校等の状況を申し上げますと、津波で大きく被災し避難生活を余儀なくされている児童生徒数でございますが、荒浜・長瀬小学校、荒浜・吉田中学校で約340名となっております。ちなみに、この震災で

4月初めに転校していった子供が141名でございます。

鞠子議員もご承知のとおり、現在、荒浜、長瀬小学校、それから荒浜中学校の校舎等は津波で大きな被害を受けたために、現在、町内の学校を間借りして、荒浜小学校は逢隈小学校、荒浜中学校は逢隈中学校、長瀬小学校は吉田中学校に間借りして、学校を4月25日から再開したということでございます。

さて、教育施策の提言でございますけれども、学校教育につきましては、日本国憲法及び子供の権利に関する条約、これ四つございます。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、この条約はもちろんでございます。さらには、教育基本法及び学校教育法と関係法律や条例等に基づいて、さまざまな教育施策を実施してまいりました。例えば「子供の人権教育」の推進、あるいは生活困窮世帯に対しましては「児童生徒就学支援事業」等も積極的に実施してまいりましたが、今回の東日本大震災につきましては、想像をはるかに超える甚大な被害をもたらしたために、当教育委員会といたしましては、まず大きく被害を受けた児童生徒を重点的に心のケアを図るということで、宮城県教育委員会に依頼しましてスクールカウンセラーを配置し充実を図っていると。2学期以降も継続して派遣していただいております。

また、今回被災した児童生徒が「児童生徒就学支援事業」に該当するよう適用枠を拡大して対応したところ、8月1日現在でございますが、昨年の約2倍の541人の認定者数となっております。

今後の被災学校の復旧・復興につきましては、まずハード面として、国からの支援をいただきながら被災校舎等の修繕や改築等、学校の環境整備を図るとともに、ソフト面といたしまして、防災教育の充実や継続的な心のケア対策等を、今後策定されるであろう震災復興計画に反映させていきたいとこのように考えております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） それでは、4点お伺いいたします。

まず第1点は、(1)の基本理念の①、これに関してです。有力な地方紙である東京新聞、東京を中心に発行されていますけれども、その6月7日に福島県出身の俳優の西田敏行さんがインタビューに応じております。故郷の福島で人っ子一人いない南相馬市の光景を目の当たりにして、西田さんはこう言っております。何てこ

とをしてくれたのか。福島県民はもっと怒りをあおりたい。日本が目指すベクトルを経済にしたことがひずみをもたらした。今、多くの国民の皆さんは、今までの政治、経済、社会のあり方がどうだったのか、そして価値観がどうだったのか、皆さん考え始めております。私は、この震災を機会にもう一回原点に立ち返って、日本国憲法に照らして今の社会はどうだったのか見直す時期だと思います。そういう意味でも、復興計画をつくる際に憲法をぜひ生かしてほしい、そういうふうになります。答弁をお願いいたします。

第2点目、(4)の水産業の①です。この原則を堅持するためには、現行の漁業法の漁業権を守ることが大事であります。漁業権は、沿岸の一定の海域で特定の漁業を一定期間排他的に営むことのできる権利であります。現行の漁業法、これは漁業権の免許は漁協、漁民が多数の会社、組織、その他の法人という順序で都道府県知事が交付します。企業にまで漁業権を与える、これは水産業振興特区であります。企業にまで漁業権を与えることは、地元漁業者中心のルールに縛られず勝手放題に活動を認めることになり、そうすると沿岸漁場の一体的な管理が困難になり漁場は荒廃する。ですから、今の復興計画をつくるときにも、現行の漁業法に基づく漁業権は堅持するというのを、そういう精神でつくっていただきたいというのが2点目であります。

第3点目、(7)労働雇用で①です。先ほど、他県からの派遣されている公務員の方の話がされましたけれども、私は、亘理町の町職員は大震災でみずからの家族や住まいを失うなど大きな被害を受けながら、住民のつらさを受けとめ、そして救援、復興に献身的に奮闘していると、現在でも奮闘していると思います。そして、職員の皆さんは、自治体の役割は何か考え始めているのではないのでしょうか。そして、住民がいる限り、また地域がある限り、自治体は住民を守っていかなければならない、そして過酷だけれどもやりがいのある仕事、こういうふうに町職員の皆さんは公務員としての誇りを持っていると思います。そういう意味では、今まで定数管理ということで職員を削減してきましたけれども、やはり職員は十分に確保する、そうしないといざというときに大変だ、これは今度の震災の経験であります。ですから職員は減らさないということのご見解をぜひ載せてほしい。

第4点目、今度の震災で復興計画をつくるときには、原発から撤退して自然エネルギーに切りかえる、これを避けて通れない、これが今度の震災の大きな教訓

であります。そういう意味でも、改めて復興計画に原発から撤退して自然エネルギーに転換するんだということを明記してほしい。

以上、答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 4点あるわけでございますけれども、3点については国の制度的な内容が主な内容のようでございます。

まずもって憲法関係でございますけれども、これらについては、先ほど申し上げたとおり住民の権利ということで、幸せの追求権とか、あるいは生存権、平等権、そして営業の自由、財産権などがこの憲法に基づく住民の権利ということで私も理解しております。そういうことから、やはり国の復旧・復興会議におきましても、この日本国憲法に基づく計画づくりになっておるものと思っておるところでございますので、それを踏まえまして、町といたしましても復興そのものについての基本理念をこの憲法に基づきまして計画づくりに当たってまいりたいと思っております。

第2点目の漁業権の問題でございますけれども、新聞等で放映されておりますとおり、漁業権の問題、特区の問題でございますけれども、これについてはまだまだ特区そのものについてはもう少し先延ばしになるようでございます。これについては、先日も県と宮城県の漁業協同組合の役員の方々との協議の場をつくるということで新聞報道になっておるわけでございます。この協議の中で、今後の漁業、水産業の問題について、やはり県と漁業関係者との協議になろうかと思っておるところでございます。

そして、第4点目の原発そのものについては、これらについては国の方針といたしましては、今後新たな原発そのものについても、いろいろと、民主党の政権が変わったわけでございますけれども、この野田政権に基づきましてどういう方向づけになるのか、これを見守っていきたいと思っております。

第3点目であります、職員の体制づくりということでございますけれども、ご案内のとおり、国の方で示された行政改革の一環ということで、職員の集中プランということでの位置づけでこの職員の減を、やはり財政面から考えた内容で削減をしまいったわけでございます。しかし、鞠子議員が申されたとおり、こういう一朝有事の際の職員体制となると、やはり人的職員がいなくなかなか対応ができなかったのも事実でございます。これらの増員そのものについては、今後の財政、さ

らには集中プランの中での考え方、それらについて今後検討してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。（「はい、終わります」の声あり）

議長（岩佐信一君） これをもって、鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時10分といたします。休憩。

午後0時16分 休憩

午後1時08分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

1番。小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄君 登壇〕

1番（小野一雄君） 1番の小野一雄であります。

私は、亘理町震災復興基本方針（案）について、そしてまた生涯学習のスポーツ振興と体力増進について伺いたいと思います。

まず、亘理町の震災復興基本方針であります。この関係については、午前中の同僚議員の方からいろいろ意見、質問等があったように、8月5日から22日まで昼夜にわたって11回の住民との意見交換会を開催したと。今までにないような盛り上がりだったのかなと、私も傍聴させていただいてそのように感じてまいりました。しかしながら、まだまだ私にとっては勉強不足の感もありますが、疑問点も多々あります。以下について、そのような点についてまず伺っていきたいと思います。

（1）ですが、震災復興計画の期間を10年間としておりますけれども、具体的な事業の開始時期、これはいつごろになるのかということをもっと伺いたいと思います。お願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 小野議員にお答えいたします。

震災復興に係る計画期間については、議員さんもお案内のとおり、10年後の平成32年度を見据えて10カ年と設定しております。さらに、その10年を「復旧期」「再生期」「発展期」の3期に分けて、それぞれの期間における復興の方向性に基

づき取り組むこととしておるところでございます。

そのため、被災者の方々の生活支援や復興に優先的に取り組む必要があるインフラや生産基盤の復旧などの施策につきましては、既に国・県と連携を図り実施しておりますが、その他の復興事業に関しましては、やはり12月までに策定を予定しております「亘理町震災復興計画」に各種施策の実施時期等を盛り込むことといたしておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今、町長から12月までに具体的な中身について計画を作成するんだということであります。この前の意見交換会でもこの件についていろいろ質問があったかに私も理解しておりますが、その中でやっぱりことし23年度から25年度まで復旧期、せめて攻勢期と、この辺のくらいまでの主なやつだけでも具体的には12月までにつくるんだということでありますけれども、今わかる範囲で、例えば順序があると思うのです。今、瓦れき処理を含めてインフラ整備は終わったと、水道の関係は終わったと、今度は電気の復旧だというような部分もありますし、瓦れき処理の関係については今果敢にやってかなりの進捗状況にあるのかなというふうに私も理解しております。主なやつだけでも、そうでないと町民が見えない。「何やっているか全然わからない」と、こんな意見もかなり耳にします。私もいろいろ町内を見て歩いて、まだまだの感があります。一生懸命ダンプカーは動いているのですが、具体的に我々の一番中心といいますか興味のあります、関心の高い居住地の問題、後で触れますけれども、この辺の話がやっぱり具現化されていない。こういった部分についてまずわかる範囲で12月の今の計画段階で策定するということですが、例えばこの辺はいつごろまでやるんだと、順序もあると思います。その辺、ちょっともう一度お願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

- 町長（齋藤邦男君） まずもってご案内のとおり、亘理町における災害想定額として3,300億ぐらいということで考えておるわけでございますけれども、これらの内容そのものについては、復旧そのものについても国からの災害査定という順番があるわけでございます。小さい事業、道路の側溝とか、それらの舗装等については、できるだけ早く復旧したいということでございます。例えば、ハード的な学校とかいろいろな問題については、その省庁と財務省の災害査定を受けなければ前に進めな

いということでございます。そういうことから、午前中もお話ししたとおり、復興方針を決め、そして復興計画のための事業そのものについては、やはり先ほど申し上げたように復旧期、再生期、復興期という形になりますけれども、まずもって学校等については、現在のところ、いろいろと災害のための調査、そして文部科学省と財務省との立ち会いのもとに査定を受けると。何ぼかかる、これについては財務省の方の予算確保のための手だてということございまして、そういう各種の事業そのものについては、現在のところ、いろいろ学校の問題、さらには保育所の問題とか、いろいろな事業が展開されるわけでございますけれども、まずもって今議員さんから言われたように、瓦れきの処理については、ご案内のとおり第1次については町の方、第2次については県の事業ということで対応しておるわけでございます。これらの2次処理については、今月末あたりにこの地域について決まるのかなと思っておるわけございまして、やはりこれからの事業として、計画書の策定そのものについては現段階では震災復興推進課の方でいろいろと事業項目を考え、そしてその内容等についてどういう形にするか、今精査しておるところでございます。今月末、あるいは来月上旬には復興計画素案そのものについて提示できるものと思っておるところでございますので、やはり亘理町そのものだけでなく、やはり各市町村におきましても、やはりスピード感、すなわち早く示していただきたいということでございますけれども、裏づけとなる財源そのものについて、ご案内のとおり野田政権が発足して来月の中旬以降に予算の確保ということ、さらには今回の第3次だけでなく24年度、25年度、これからの10カ年の財源そのものについても、やはり国からの応分なる財政支援なくしては計画そのものもなかなか難しいのではなかろうかと思っておりますけれども、この財源の裏づけになるためには国の方でもいろいろと税の問題とか、いろいろ議論されておるわけでございます。最近では郵政の株とかいろいろ話があるようございまして、やはり裏づけとなる財源そのものについてやはり裏づけがないと、その事業計画の計画は立てた、よく村井知事が言うておりますけれども、計画は立てても絵にかいたもちになったのでは困るということで、国に対しましても財源確保について県並びに各市町村についても国に対しての要望活動をさらに強化してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） なかなかすっきりしないような話だなと私は思うわけでありませ

れども、まあ今の段階では町長はその辺までしか言えないのかなという部分も理解できます。今後復旧期と再生期がある程度重なってくると、この二つの期間内に同時進行、例えば生活基盤の云々というような事業が出てきますよね。そうすると、同時スタートでいろんなものが予算ついた段階で同時スタートになるというような理解でいいんですか、その辺、そうなりますよね。（「はい」の声あり）

じゃ、2番に移りたいと思います。

津波防災対策の多重防御方式で吉田東部地区と荒浜地区に差異があります。住民とのコンセンサスをどのように保っていくのか。これはなぜかといいますと、大分意見交換会でもこの辺についてかなり厳しい住民からの意見がありました。荒浜地区をないがしろにしているんじゃないのかというような厳しい意見もあったやに私は聞いております。その辺の考え、その辺について、やはりもう少し意見交換会に参加できないそれぞれの住民、こういった方々にも知らせる必要があるのではないかと私は思うのですが、町長、いかがですか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご存じのとおり、亘理の今回の大震災については、荒浜地区と吉田東部が大津波によって大被害を受けたわけでございます。そういう中で、特に荒浜地区については三方に囲まれておるといふ、北には阿武隈川、東には太平洋、そして南は鳥の海湾内の中に荒浜地区という密集地帯があるということでございます。吉田地区東部については、ご案内のように太平洋に沿った土地ということと、防潮林、そしてパイロットがある、そして離れたところに住宅があるということで、同じ考え方の内容の整備は現実的には難しいのではなかろうかと思っておるところでございます。そういう中で、やはりこの三方に囲まれておる地形的な特性から、吉田東部地区と同等の津波防御対策を講ずることが難しいと考えておるわけでございます。そういう条件のもとで、震災前以上の魅力ある荒浜を再構築するためには、やはり河川堤防、すなわち阿武隈川の河川堤防、そして鳥の海湾の防潮堤の高さの確保、その背後地の緩衝緑地帯による津波防御対策ということでの整備ということで考えているわけでございます。さらには、避難場所の整備、そして避難道路の整備とか、そういう中での位置づけということで意見交換会で示させていただいたわけでございますけれども、やはり荒浜地区の中には「現在地に残りたい」、あるいは「移転をしたい」、いろいろ考え方があるようでございます。そういう中で、私、

ずっと沿線の市町村の地形的な内容を見ますと、亶理町の荒浜地区についての再構築というか防潮堤の問題、河川の問題、あるいは集団移転になるか、あるいは公営住宅になるか、これらについて一番難しいのは地形的な内容。岩沼あたりは、あのよう玉浦地区ということで平坦地で何ら支障がない。名取についても閑上地区そのもの。そして、仙台市の若林区についてもそれらの平坦な移転先にすればいいんだけど、荒浜地区の今までにやった歴史的な背景、さらには漁港の問題、観光の問題等々があるわけでございます。それらの構築をするためには、やはり地域の方々が心を一つにさせていただき、お互いに合意形成をいただかなければ、なかなか復旧・復興、そしてこの地域の整備についてはいろいろご意見があるということでございますけれども、やはり安全・安心を守るためにはどうすべきかということで、これからも地域の方々との意見交換会を開催しながら進めてまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） これからもいろいろ計画書が出てくるわけでありますから、住民に対して十分な周知といいますか、わかるような話し合いをしていくことが私は大切だと思います。ひとつその辺に向けての努力をお願いしたいと思います。

3 番に移りたいと思います。

居住地ゾーンに移転する場合、国の防災集団移転制度では、一人当たりの助成金額は、一人当たりというか1世帯といいますか、どのぐらいになるのかということをまず端的に聞いておきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 集団移転をする手法としては、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして「防災集団移転促進事業」がございまして。

そこで、本制度は災害が発生した地域、または災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、市町村に対して、市町村に対してということでご理解願います、事業の一部補助を行い、防災のための集団移転を促進するものでございまして、個人でないということもまずご理解願いたいと思います。

今回の東日本大震災での補助率は4分の3となりますが、その対象経費は町が行

う住宅団地の用地取得造成費、そして移転者の住宅建設・土地購入に対する補助、これについては借入金の利子相当額、そして住宅団地に係る道路、集会施設等の公共施設の整備などとなっており、一定の補助限度内、1戸当たり1,655万円で事業主体である町に対して補助されるということでございます。

なお、本事業では、事業計画を作成する際、移転促進区域内の住民の意向を尊重するとともに、すべての住居が移転されることに配慮しなければならないこと、移転先の住宅団地は10戸以上、移転しようとする住居の数が20を超える場合はその半数以上という規則の規模であること、住宅団地の宅地を分譲する場合はその部分に係る用地費・造成費は補助の対象外となることとなっておりますので、これらの内容についてはあくまでも町に対する補助制度ということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今、法律の部分も含めていろいろ説明ありましたが、個人に  
来なくて、例えばそういう10戸以上の申し出があった場合には、その経費分として  
補助割り当てになる。私がよくわからないのは、調べてみると今町長が言ったいろ  
んな国の補助の目的が法律文にあるのですが、この1,655万円というのがなかなか  
出てこない。もう少し、その辺、砕いて教えていただければ。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高橋課長の方から具体的な内容でご説明申し上げます。

議長（岩佐信一君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） ただいまのお話にありました1,655万円と申しますのは、  
防災集団移転促進事業費補助金交付要綱というものがございまして、その中に出て  
おります別表第1補助対象経費というものがそれぞれ規定されてございます。その  
中の注意書きの中に、本表に掲げる経費に係る補助基本額の合算額が甲地方、ある  
いは乙地方ということになるのですが、本町は、亘理町につきましてはこれは乙地  
方ということになります。乙地域にあっては、1,655万円を乗じて得た額を超える  
ときは、その標準額をもって本表に掲げる経費に係る基本額の合算額と。いわゆる  
六つの補助対象の項目がございまして、それぞれにある経費を積算した場合、それと  
その合計額とあと1,655万円を比較したときに、どちらかが低い額、それが補助対  
象額になるということで、大体町の場合で試算してみますと、単純に考えますと

1,655万は超えるということになりますので、補助上限額が1,655万という話でさせていただいているというふうになります。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ようやく私も理解できました。そうしますと、いろいろ意見交換会でも出ました。今、集団移転を希望して手を挙げて実施したと、その制度に乗ったという場合には、1,655万で到底移転はできませんから、かなりの出費が、手出しが出てくるというふうなまず理解をしますが、それでいいのかどうか。

そしてまた、もう一つは、いろいろ移転先の問題で、町で取得した、宅地造成した宅地が借地なんだというような意見がありました。この辺について、少しわかるように答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） 先ほどお話しいたしました補助要綱の中にそういった話を書いてございまして、まず一つはちょっと誤解のないようにということで、まず面積のお話をさせていただきます。まず、補助金を算定するに当たりましては、基準面積と申しまして1戸当たり660平米という話になっておりますが、実際にその中でただし書きの記載がございまして、住宅の面積は330平米というふうになってございます。いわゆる公共用地、道路とかあるいは公共施設とかそういった部分も含めて1戸当たり660というふうな一応積算の数字を出しているというのが一つです。それから、今回こういった形で補助事業を行うということで、実質的に町の方が土地の統制等を行い、そこに集団移転していただく方が建物を建てるという形になりますが、もう一つ、最初の段階から土地を分譲するというのも可能です。その場合につきましては、いわゆる補助の対象から外れるということになりますので、集団移転していただく個人の負担になるということで、仮にそれをやらないで補助事業でやった場合につきましては、あくまでも今度は適正化法に基づきまして貸与年限等がそれぞれ定まっておりますので、その間につきましては基本的には補助の目的外使用ということになりますので、分譲等はできないものと現状の制度の中では考えられております。以上です。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 余り時間もなくなってきたので簡単に質問しますけれども、今の回答ですと分譲できないと。その期間が未来永劫に分譲できなくなるのか、ある程度

期間があつてどうなのか、その辺、一言答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 震災復興推進課長。

震災復興推進課長（高橋伸幸君） いわゆる国からの補助金という形でその事業を執行しておりますので、その補助金が適用される期間というものがございます。いわゆる補助金適正化法の中で言われている貸与年数になりますが、土地であったり、家屋であったり、あるいはその他もろもろの施設であったりとか、その辺の基準に従いまして出るものというふうに考えますので、その基準年限を超えれば町の方の判断でそれはどういうふうにするかということが考えられるものだと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ありがとうございます。

ちなみに、この集団移転制度の導入、宮城県だと昭和53年の宮城県沖地震で27戸がこの制度を利用したというような何か実績があるようであります。

（4）番に移りたいと思います。

新産業ゾーンの具体的ななまず活用策は何かということでありまして、また現在の耕作地の国の買い上げはあるのかと、単刀直入にひとつ質問したいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 最初に、今先ほど小野議員さんからの3問目の集団住宅、やはり議員の方々も十分町民の方々から聞かれると思いますので、この会期中にもし何だったら議会の方々に具体的にこういう場合はこうだと、今の償還の年限、あるいは本人が建てた場合についての利子補給については無利子で国から借りられるとか、そういういろんな制度が錯綜しています。あと、今の国の段階でまだはつきりこうだと言えない部分もあるということで、もしよければ議会事務局の方でその時間を設定していただいて、震災復興推進課長の方で具体的に説明の時間をそういうことで考えさせて、それでないと一人歩きされるとわからない。やはり議会、そして職員の方、お互いにこの集団移転の問題、災害公営住宅の問題、それらの内容についてもう少し詳しく説明を申し上げたいと思いますので。（「そのようにお願いします」の声あり）

それでは、第4点目の新産業ゾーンの具体的な活用策は何かということでございます。これらについては、今回の大津波の被害が甚大な地域であり、東北一の生産を誇るイチゴ団地も壊滅的な被害を受けている状況であります。今後、イチゴ団地

を復活させるに当たりましては、この地域についても地震による地盤沈下などの影響から早期の再開が難しいため、当該地域の活用策につきましては、現在、再生可能エネルギー関連などの検討を進めておるところでございます。

また、現在の耕作地に係る国の買い上げにつきましては、国では、今回の地震による地盤沈下等により今後農地としての活用が難しい場合は買い上げも検討すると言われておりますがということなんです。おりますが、現在のところでは、その具体的な基準は示されておられません。町といたしましても、現時点では国による農地の買い上げは国の財政の確保の問題からいって難しいのではなかろうかと思っておりますけれども、これらについても知事初め関係する市町村とも国の方に働きかけをしてまいりたいと思っております。現時点では以上の内容でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 関連質問で、この新産業ゾーン、特に吉田東部が該当する部分が多いのかなというふうに思います。今回の復興ゾーニングの中で、かさ上げ道路の問題があります。いろいろ地域住民の意見等を聞きますと、ちょうど長瀬吉田線じゃなくて、もう一つパイロットイチゴ団地のあの道路をしてもらえないのかというような意見がまずあります。これは、なぜかといいますと、町道にすると吉田東部の大畑浜北南の行政区になるんですが、道下部分の内浦カコイ道下部分、今11戸建物が存在してあります、まだ。まだあるという失礼なんですけれども、要するに何とか修理して住みたいということで残してあるんです、撤去しないで。それが11戸あるんですよ、12戸かな、調べてみたら。この人たちは、何とかここに修理して住みたいんだと。ところが、そこにかさ上げ道路ができてしまうと、西側になるものですから、この新産業ゾーニングになってしまうと。その辺、何とかこっち、東側、海側に持って行ってもらいたい。そうすると、大畑前エリアが全然新産業ゾーニングから外れて余り経済的にも金がかからなくて済むと。もう安全面もいろいろあります。しかし、今回の多重防御の施策を講じれば、その辺の安全面もクリアできるんじゃないかというような意見であります。この辺についてお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの多重防御、そして大畑浜南ですよね。11戸ということもこれも承知しております。そういう中で、土地利用ゾーンの中でお示しした内容については、ただいまお話しの大畑浜吉田浜線と橋本掘をどちらにしようかというこ

とでいろいろ検討させたわけでございます。そういう中で、やはり1級町道である長瀬浜吉田浜線ということでの位置づけでこの高盛土方式の道路を整備しようということと考えております。しかし、これから国土交通省の方の今回の防潮堤の高さ、そして今度の二重防御のためのこの長瀬浜線、それらによって津波のシミュレーションを行ってまいりたいと思います。その際にどういう結果が出るか、やはり最低でも2メートル以下にならないと要するに二重防御にならないという、今議員さんから言われました大畑浜の鈴木観光農園等々の内容もあるわけでございます。そうしますと、すぐ防潮堤の近くになると距離的な内容もあるということから、これらについてはやはり津波シミュレーションに基づきまして、果たして長瀬浜吉田浜線でもいいのかどうか、これも現在のところこのシミュレーションの結果によっては若干西の方に移動になるのか、その辺を見きわめながら今後検討課題としてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） シミュレーション待ちだということで、次に移りたいと思います。

（5）番の常磐線の早期復旧に向けての町の取り組みと、JR東日本の考えはどうなのかということでもあります。ひとつよろしくお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この第5点目の常磐線についてでございますけれども、小野議員もご案内のとおり、鉄道を所管しております国土交通省では、今回の震災により甚大な被害を受けたJR常磐線亘理駅から相馬駅間を対象に鉄道と沿線地域の復旧・復興に向けた情報交換、調整等を行うことを目的といたしまして、JR常磐線復興調整会議をことし6月2日に立ち上げ、現在までに2回会議を開催させていただいております。

このJR常磐線復興調整会議のメンバーといたしましては、まずもって申し上げます。国土交通省より東北地方整備局、そして東北運輸局。そしてJR東日本より仙台支社、そして水戸支社。県といたしましては、宮城県と福島県。そして関係市町といたしまして、相馬市、新地町、山元町、そして亘理町のそれぞれの部長、課長級職員がメンバーに入っております。亘理町といたしましては、震災復興推進課長の高橋と企画財政課長がこのメンバーに入っております。

そして、会議の主な内容といたしましては、JR常磐線亘理―相馬間の被災状況、

代行バスの運行状況、鉄道の運行再開に関する状況。第2点目が沿線地域の復興プラン等におけるJR常磐線の位置づけ、3点目が鉄道の復旧と沿線地域の復興に向けた課題の抽出と調整などがあります。

本町では、浜吉田駅周辺地域では、既に多くの住民がもとの生活に戻っていること、また地元住民から浜吉田駅から亘理駅間の早期開通についてJR東日本に対して町として働きかけるよう要望が出ていることなどから浜吉田駅の現位置での早期復旧を会議の席上で常に要望しておりますし、今後も関係団体に対しまして引き続き要望してまいりたいと考えております。

また、JR東日本側の考え方として、現時点で浜吉田駅については現在の位置で復旧し、浜吉田駅以南のルート変更については、関係沿線市町である山元町、新地町、相馬市の復興プランや鉄道の安全性を踏まえ、今後、常磐線復興調整会議において検討を進めていくというところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1番（小野一雄君） 常磐線復興調整会議では、浜吉田駅はそのままにしていくなかという考えの話でしたけれども、お尋ねしたいのは、次のこの復興調整会議はいつなのか。というのは、9月6日にJR東日本の清野社長がテレビの中でいろいろお話ししていました。JR八戸線以外は、JR関係については、ほかの線区については復旧のめどが立っていないというような話、翌日の新聞にも載りました。その話を聞きますと、常磐線については原発区間の南側・北側を挟んで一定の区間、部分的な復旧をさせると。しかし、今言った亘理以南についてはクエスチョンなんですね。めどが立っていないと言っているんです。ですから、次回の復興調整会議、いつごろで、この辺を盛り込んでぜひとも早急に浜吉田までの国民の足である鉄道を確保していただきたいということで、次の会議はいつですか、予定は。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 会議の担当、企画財政課長から答弁させます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） ただいまの件につきましては、一応JR側の方の仙台支社の方からは9月中旬ごろに開催をしたいということで、しかしながら、関係する市町につきましては議会開催中ということですのでまだ連絡は入っていませんけれども、大体中旬ごろということで、うちの方では大体15日前後ぐらいにお願いしたいとい

うことで要望を出させていただいております。そういう中で、今度の第3回目の復興調整会議の中で、亘理町はこういうふうな要望をしたいということで、過般の9月5日の町の復興本部会議のときにその他の議題ということで提案させていただいて、まず浜吉田駅までの再開を急いでほしいということを再度3回目で強調したいということと、もう一点は、踏切の改良、要するに再開するまでの間、今回の津波被害に応じてやはり避難路の確保というのが非常に大事な今後の復旧・復興の計画になりますので、今回、4路線、踏切の改良も含めてぜひお願いしたいということで、ひとつ北から言いますと柴街道線、二つ目に台田線、三つ目に中條新道線、そして四つ目に吉田中学校のところの五十刈線、ここの4路線を再開するまでの間、踏切の拡幅を要望したいということで、2点要望させていただきたいというふうに考えております。ただ、なかなか仙台支社だけでなく、やはり一番身近に接しているのは亘理の駅長、そして岩沼の駅が総括ですので、岩沼の駅長にもこのことについては事前にお話をさせていただいております。仙台支社に行ったときにぜひ上の方に話をしてほしいということで、今浜吉田駅の問題につきましては、再開するためには、今現在上り下りあるわけなんですけれども、途中はちょっと津波で流されておりますけれども、上り下りの信号はあるんですけども、折り返すための発車信号機がないんだと。この信号機がないとJRの現在の運転管理規則の中では安全確保ができないために業務員が業務ができないということでもありますので、こちら辺について岩沼駅長も今後三陸鉄道関係とかいろいろな関係でそういうふうな問題のあるところも再開するために、この運転運行についても若干見直すという方向で今進んでいるということでございますので、今後根強く、3回目はそういうふうな方向で要望させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ぜひその方向でひとつ取り組みを強化していただきたいと。そして、あわせて隣接の山元町との協議もひとつ連携をきちっと保っていただきたいということをお願いして次の質問に移りたいと思います。

2 番の質問に移りますが、生涯学習のスポーツ振興と体力増進ということについて、（1）（2）一括で質問して答弁をお願いしたいと思いますが、一つ目は、震災以降、町内のグラウンド、体育館などの施設の利用状況はどうかということでございます。

(2) 番目が今後のスポーツ振興策と健康増進についての考え方はどうなんだと  
いうこと、この2点についてお伺いしたいと思います。一括でお願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 教育部局に関連しますので、教育長から答弁いたさせます。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、小野議員にお答えいたします。

震災以降、町内のグラウンド、体育館などの施設の利用状況につきましては、荒  
浜地区及び吉田東部地区にありました陸上競技場、それから野球場等は、今回の大  
津波で全壊しております。今現在、その箇所は被災住宅等の瓦れきの一時仮置き場  
になっております。

それから、荒浜、吉田体育館につきましては、やはり津波の浸水等によりまして、  
建物を初め電気及び水道設備が損壊したため、今現在利用できない状況にあります。  
今後、復旧のための国庫補助を受けるため、被害調査を実施する予定になっており  
ます。

また、荒浜小学校及び荒浜中学校の体育館等についても同様な状況にあります。

震災の被害のなかった宮前野球場と旧館運動場は、被災者のための仮設住宅建設  
地になっておりまして、当分の間利用できないのかなというふうに思っております。  
先ほども午前中にありましたけれども、仮に4年間まで延長されると、4年間はま  
ず使えない状況にあるということをご承知おき願いたいというふうに思ってお  
ります。

また、比較的被害の少なかった佐藤記念体育館やあるいは日就館、B&G海洋セ  
ンター体育館につきましても、今現在物資の保管施設として活用しておりますので、  
利用できないというふうになっております。

ただ、B&Gのプールは、それほど被害がなかったものですから、早急に修理を  
しまして、開館期間、若干おくれましたけれども今現在やっておりますし、小学校、  
中学校のプールが被災したものですから、B&Gの利用を1学期中にしてもらいま  
したし、2学期も今現在16日まで小中学生が学校の授業としてB&Gのプールを利  
用しております。

そのほか町内のスポーツ施設、今回はこういう被災状況でございますので数も少  
ないということで、町内の方のみ利用していただいているということでございます。

それから、2問目というか二つ目ですか。施設の面で被災を受けた体育施設の復旧を図ることはもとよりですけれども、復旧までの間は町内の各小中学校の校庭及び体育館を今後も一般町民に積極的に活用していただくということで、過日の校長会で校長たちをお願いをして、積極的に学校開放をしてもらうというふうをお願いしているところでございます。幸いにも長瀨小学校の体育館の被害が最小限に済んだということで、体育指導員の方々、あるいは地域の方々に献身的な清掃活動をしていただきまして、7月半ばごろから活用していただいております。体育館では、ソフトバレーボールとか、卓球とか、校庭では、これも自衛隊などに瓦れき撤去、あるいはヘドロの撤去までしていただきましたので、長瀨小学校の校庭も使えるということで、今現在グラウンドゴルフと、そういうものに使わせていただいております。今後、多くの利用者が町内施設を利用するものと考えられますので、各団体と調整を図りながら、学校施設を大いに活用してもらいたいなと思っているところでございます。

なお、8月25日にスポーツ振興審議会を開催いたしました。その席で審議委員の方々に今後のスポーツ振興策についてご提言をしてくださいとお願いしているところでございます。例えば、今回完全にやられました陸上競技場とか、あの辺の再興をどうするかとか、あの水産観光ゾーンあたりのスポーツ施設をどういうふうに図っていくか、あるいはほかのスポーツ施設をどうやっていくかということをご提言をしていただきたいなと思っているところでございます。恐らくそのときは、発展期あたりに考えていくものかなと、すぐ早急にはなかなかできないというふうに思っておりますので、そういうことも具体的に復興計画の中に盛り込んでいけばいいのかなというふうに今の段階では考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 鐘が鳴ったようでありますけれども、最後に一つ、今の関連で、公共ゾーンの中にあります国連世界食糧機構からもらったテントありますよね、大型テント。あれは何に使うんですか。その1点だけ。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 現在、テントの中は今被災者の方々の写真のアルバムを展示しておりますけれども、ちょっと夏場かなり暑いものですから、再度無人公開をして、あとは閉めて、今後いろいろなニーズに応じて利用していきたいなというふう

に考えております。以上です。（「質問終わります」の声あり）

議長（岩佐信一君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

次に、14番。熊田芳子議員、登壇。

〔14番 熊田芳子君 登壇〕

14番（熊田芳子君） 14番、熊田芳子です。私は、2問についてお伺いをさせていただきます。

第1問目は、余震に対する備えについてでございます。

先般の気象庁の発表では、マグニチュード9クラスの地震発生後、1年間余震が起こる想定になるということですが、余震に対する備えを町民の皆さんに周知し、被害を最小限に食いとめることが今後の重要課題と考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 熊田議員にお答えいたします。

今回の東日本大震災では、本町においてはご案内のとおり震度6弱を観測しており、その後余震が発生しておるわけでございます。現在まで震度1、2を除きまして申し上げますと、震度3が49回、震度4は9回、震度5弱が1回、そして震度5強も1回発生しており、合わせまして現在まで震度3以上で60回余震が発生しておるという状況でございます。

そういう中で、熊田議員ご指摘のように、本震と同クラスの余震がないとも言えませんので、地震対策、津波対策には十分な備えが必要であると考えておるところでございます。

町といたしましては、これまで広報紙などで周知してきたとおり、まずは自分の身を守るための家具の転落防止対策が重要であると考えておりますし、けがをしてしまつては避難することもできませんので、自分の身は自分で守っていただくことが大切ではなかろうかと思っております。

次に、避難行動に移るわけですが、何も持たずに避難した場合、不自由な思いをいたしますので、やはり避難袋等を準備し、自分が必要となるものを準備していただくことと、津波警報が発令されたらとにかく避難していただくことが重要であります。

町といたしましても、各小学校がいつ避難所となるかわかりませんので、マット、

あるいは毛布、水などを備蓄倉庫に戻しておりますので、いざというときには指定された避難所に避難していただきたいと考えておるところでございます。

そういう中で、やはりこれからはこの荒浜地区、長瀬地区の備蓄倉庫は1階にあったわけでございます。これから備蓄倉庫そのものについては、校舎の2階、あるいは3階につくるべきであるということで、これらについても今後教育委員会と協議しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） 今回の東日本大震災の教訓を早速生かされて、備蓄倉庫を2階、3階の方に上げるということで、非常に鋭敏な対応だと思います。非常持ち出し袋も用意することということで私も安心をしておりますけれども、なかなか非常持ち出し袋を玄関の先に置いてやっている家庭というのは非常に少ないんです。今回の避難所に行きますと、すぐに体育館とかで必ず行政側からおむすびとかが早速来るのかなという人が大半おまして、自分の身は自分で守るということで、やっぱり3日間ぐらいのお水と非常食ぐらいは準備するよというのをこの際の震災を生かしまして町民の皆さんに周知していただきたいと思います。

それともう一点なんですけれども、通電火災ということがございました。今から15年前に阪神・淡路大震災がございまして、皆さんが避難所に避難をしまして、3日後に電気が復旧しました。そうしましたところ、至るところで火災が発生しています。これは消防本部も首をかしげたわけです。何で避難所にみんながいないところで火災が起きたのか。それは、電気が原因だったんです。電気が復旧したおかげで熱帯金魚のヒーターが加熱して火災が発生したり、ドライヤーをつけっ放しですぐに逃げちゃってそのままになっていて火災が530件ほど発生しております。ですから、この阪神・淡路の震災の教訓もますます生かして、2004年に起きた新潟中越沖地震では、防災無線放送とか広報車がブレーカーを切ってくださいねということで皆さんに問いかけて、その通電火災は1件も起きなかったということで、まず津波注意報とかと今まで3回ほど3月11日からなりましたけれども、ブレーカーを切ってくださいというふうな報道は全然されていなかったです。ですから、15年前の阪神・淡路のぜひそういった教訓を生かしていただいて取り組んでいただきたいということで、1番目の質問は終わりたいと思います。

2番目の通学路の安心・安全策についてでございます。

本町の道路状況ですけれども、浜吉田駅から常磐線がこのとおり不通となっているために、朝7時前後から交通量が異常に多くなっています。特に、亘理駅に通過する「しらかし通り」と「五日町通り」は、亘理小学校への児童の横断する箇所がございます。何らかの対策を講じていただきたいんですけれども、町長は安心・安全の点からいわれてどういうふうにお考えしていただいているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町長に対する質問ですけれども、教育課関係の通学路ということで、教育長の方から答弁。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、熊田議員にお答えいたします。

その前に、夏休み、短い3週間の夏休みでした。それから、先月の22日から2学期が始まったわけですけれども、この間、交通事故等の報告は一切ございません。非常に学校の先生方の事前指導、あるいは家庭の親御さんの指導の徹底ということで感謝しているところでございます。

それでは、亘理小学校のこのようでございますので、そのことについてお話し申し上げます。

亘理小学校児童の通学路安全対策についてでございますけれども、基本的には学校の方で児童の通学路において、例えば大きな道路を横断する場合は、若干遠回りをしてでも信号機があるところ、あるいは横断歩道がある、あるいは歩道橋があるところを横断するように、もちろん教育委員会も各学校に指導はしているわけですが、学校の方でも具体的に指導しているところでございます。

そのほかにも、年間何回となく交通安全教室等を開催しながら、登下校時の交通事故防止はもちろんですけれども、学校外での交通事故防止についても指導しているということでございます。

今後につきましては、やっぱり現場に子供を連れて行って、「この場が非常に交通事故が起きやすい場所だよ」と、具体的にやっぱり校庭でやる交通教室だけでなく、現場に行って具体的に説明するというふうなことを今後は各学校に指導していきたいものだなというふうに思っているところでございます。そのほかに、毎朝、あるいは帰りに、登下校時に子供見守り隊のボランティアの方々が多数ご協力

していただいて子供たちの交通事故防止に毎日働いていただいているということ、この場をおかりしまして感謝とお礼を申し上げたいというふうに思っておりますし、今後ともご協力をお願いしたいというふうに思っております。亙理小学校だけでなく町内に9校ございますので、間借りしてます学校もありますが、町内の全児童生徒に対しまして、交通事故防止についてなお一層注意を喚起しながら事故防止を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） 今現在、朝の通行のところなんですけれども、30という標識があるのに対して50、60の飛ばし方をしているんですけれども、道路交通法の第38条に「信号のない横断歩道では、横断する歩行者に優先権があり、走行しているドライバーは停車しなければならない」ということで定められていますが、現在は非常にスピードを、電車に乗りおくれられないようにということで非常に飛ばしている車が多いんです。そして、昨日、亙理小学校の子供たちが登校してくる人数を調べましたら、きのうの段階で477名の方が五日町の方の赤門から学校の側に横断して横断歩道を渡って登校しております。そういった点で、まず一番注意したいことは、30という標識が白っぽくなっちゃって全然見えなくなっちゃっているんです。2カ所あるんです。ですから、30という標識をもう少し、行政側からどこかに頼むのか私わかりませんので、新しく30というのをもっと見やすくなるようお願いしたいなと思います。

それから、今度11月30日まで桜小路のところ、児童とか通行人が通れないように通行どめになりますよね。駅前大通線の工事のために桜小路の一部が通れなくて子供たちがずっと副町長のところの信号のところからぐっと迂回しなきゃいけないような状況で手紙が入っているんですよね。ですから、そういう点でちゃんと指導隊のそういう業者が子供たちの朝の通学と、それから下校時にしっかり事故のないようにきちっと見守り隊で立っていただいて、安全に子供たちを自宅に帰すなり、学校に登校するなりということをお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 標識の関係でございますけれども、こちらは公安委員会関係でございますので、警察の方にはいろいろ要望しているんですけれども、今回のこの標識が薄くなっているというふうなことも含めて、あとあの辺の取り締まりの関係、

そんなふうに非常にスピード30のところを五、六十も出したのでは大変困りますので、その辺の関係も互理署の方にお伝えして対策を練っていただくようお願いしたいというふうに思います。（「桜小路の工事現場はどうなのですか」の声あり）

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 桜小路というのは、互理駅から国道6号線に上る新しい新設道路でございます。これについては、県の街路事業ということで、新井町まで工事が済み、その後用地買収、そして遺跡調査の関係で若干おくれたわけでございますけれども、さらには3月11日の震災で一時中断したわけでございます。しかし、やはり県といたしましても、町の要請によって今回工事着手に入りました。そして、聞くところによると地元の業者が請け負ったということで、桜小路のここ、役場の後ろ、信号機の中で信号そのもの、子供の安全のために業者の方で安全対策を講じておるわけでございますけれども、例の用水路とあそこの交差部分、あそこは交差されます。そういうことから、やはり桜小路西、倉庭、あるいは鹿島から来る方々が通るコースが東に下がって旧国道に入って真っ直ぐに行くか、副町長の前を通って役場の通りと2路線になろうかと思えます。その辺について、やはり交通安全協会の方々、あるいは子供見守り隊の方々にも要請をしながら、絶対子供たちに危険を及ぼさないように対応してまいりたいと思っておるところでございます。よろしくお願ひします。（「質問、これで終わります」の声あり）

議長（岩佐信一君） これをもって、熊田芳子議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は2時25分といたします。休憩。

午後2時14分 休憩

午後2時23分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

6番。高野孝一議員、登壇。

〔6番 高野孝一君 登壇〕

6番（高野孝一君） 6番、高野孝一です。

突然襲った巨大津波、一瞬にしてこれまで築いた歴史的重みのある財産がなくなりました。命からがら指定された避難所に逃げ込み、飢えと寒さに耐え、翌日救助、

再び安全な避難所へ移動され、約4カ月間、全国からの支援をいただき、ボランティアと町職員の皆様に支えられ、現在、1,126戸の応急仮設住宅に入居されました。従来住んでいた家と比べるとかなり狭いながらも一夏を過ぎ、これから初めての冬を迎えます。そういうふうな環境で今避難されている方々に対して、1、応急仮設住宅の居住環境について質問いたします。

1番目、寒さ対策ですが、これに関しては、きょうの一番最初に質問された佐藤アヤ議員に対して町長が答えておりますので、それに対して私の方から再度質問いたします。

町長の答えは、断熱材を入れるのが妥当じゃないかといいますか一般的だというふうな話の中で、これは普通のうちなんかを建てるときも当然寒さに対して、暑さに対して断熱材を入れてうちを建てるのは当たり前のごさいます。当たり前の手当てをする断熱材を入れる工事は、当然、これはだれが考えてもわかるわけですが、その工事をじゃあどの手当てでやるかということになるかと思ひます。これは、国費でやるか、町費でやるか。当然、町費では膨大なお金がかかりますので、これは国費になると思ひます。その断熱材工事を国費でやれるのかどうか。もうそういうふうな話は当然進んでしかるべきだと思ひますけれども、その辺の話はどこまで進んでいるのか、具体的に答弁願ひたいと思ひます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 高野孝一議員にお答ひいたします。

仮設住宅の居住環境についてお答ひいたします。

最初に寒さ対策についてですが、きょうの佐藤アヤ議員さんにもお答ひしたとおりでござひますけれども、仮設住宅には2年以上入居していただくようになりますので、高野議員さんは寒さというだけでござひましたけれども、特にこの夏そのものについては猛暑続きであったということでごさひまして、本当に入居されている方々はこの暑さに大変苦慮したものだと思ひておるわけでごさひます。

そういう中で、冬の寒さ対策については、今後十分配慮し対策を講ずるべきと、私そのものも十分認識をしております。

そういう中で、暑さ対策ではござひますけれども、まずもって申し上げますけれども、仮設住宅そのものについては県の工事ということから、おくれればせながら7月下旬に宮城県から網戸の設置について災害救助法の適用になるとの通達を受け、

来年の夏にも必要となることから現在も設置工事を進めております。予算については、今回の9月議会の補正予算に提案をさせていただいております。ご質問の冬の寒さ対策でございますが、冬は部屋ごとの温度差が大きくなりやすく、温度差が大きいと高齢者の方々のやはり病気といたしましては、脳内出血、あるいは心筋梗塞等の発症が心配されます。寒さ対策の基本は、やはり暖房を使って温度を保ち、窓や床などから熱を逃がさないような保温対策、そして室内の温度をできるだけ均一に保つことが大事と考えておりますので、仮設住宅の断熱性能の向上を図ることは居住環境の改善につながると考えております。

具体的な対策といたしましては、ただいま高野議員さんから言われたとおり、外壁への断熱材の設置、あるいは二重サッシへの交換、そして窓への厚手のカーテンへの交換、そして床の厚手のカーペットの使用、さらにはサッシ周りでの目張りや断熱材の張りつけ、そしておふろの追いだき機能への改善、さらには玄関に風除室を設置するなども有効な寒さ対策になり得るものと考えておりますが、これらの経費は膨大となり、町単独では難しいと思っておるところでございます。そういうことから、やはりこの対策をするためには、国の方の災害救助法の適用となるよう、宮城県に要望をしております。また、県の方では、これらの要望を踏まえまして、国に対しましても要望しておるわけでございますけれども、具体的な内容についてはまだ示されていないというのが現実ではなかろうかと思っております。

また、町といたしましては、やはり県だけに頼ることだけではなく、やはり室内での対策といたしまして、こたつのかけ布団や電気毛布の配布等も少ない経費での寒さ対策となると思いますので、これらについても検討してまいりたいと思っておるところでございます。そういうことから、この寒さ対策そのものについては、県を通じて国に対しましてもいろいろとこの寒さ対策についてさらに要望活動を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 一生懸命、国・県に要望するのはわかるのですが、例えばここの夏に行いました網戸設置も7月下旬から始まってまだ完了していないんですよ。もうそろそろ夏も終わりなので、終わったところにおれんちに網戸設置されたなんていうのは大変恥ずかしい話です。ですから、寒さが来る前に断熱材の設置工事を全部終わるようなスケジュールでやっぱりこっちから一生懸命働きかけない

とだめだと思うんです。確かに相手があることなので、どこまでの反応をしてもらえるかわかりませんが、それは一生懸命こちらからプッシュしていただきたいと思います。それで、亘理町独自として今電気毛布なりこたつのかけ布団という話ですけれども、あの4畳半の狭いところにタンス置いてさらにこたつを置いたらどういふ生活になるのかというのが想像つかないんですけれども、普通今我々の生活の大体最低でも6畳の部屋に住んでいます。その周りにタンスとかを置いてそこで日常生活をした中でこたつを置くわけですよ。今の仮設住宅、4畳半とか5畳とありますけれども、その中に物入れとかを置いて、そこにこたつを入れたらどうなるのかなと。もう少し有効な暖房をとるような手だてはないのかなと。そして、毛布預けても、結局こたつを買わなくちゃいけないわけですよ。その辺はどういふふうに考え……（「違うよ。毛布だよ。こたつのかけ布団と電気毛布ということ」の声あり）こたつのかけ布団はいいんですけれども、こたつは自腹で……（「あります」の声あり）設置しているんですか。大きさはどのくらい。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 900、900のこたつでございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

- 6番（高野孝一君） すみません。ちょっと私認識というか調査不足ですみませんでした。それで、寒い中で当然寒ければこたつに入ります。でも上半身は寒いですよ。これに対しては多分エアコンで暖をとるような指導をすると思うんですけれども、実はエアコンというのは、寒くするよりも暖房の方が電気を食います。今、本当に生活する余裕がない中で、いろんな節約とかをしている中で、ことしの冬、エアコンで暖をとれと。特に1部屋に1個ずつついたわけじゃないです。基本的には、1部屋に一つ、2部屋にも一つ、3部屋にも一つ。じゃあ、三つの部屋を暖めるためには本当にマックスにしないとだめな状況になると思うんです。そうならば電気はもうすごく食ってしまうというふうな中で、その辺はどういふふうに町とすれば対策といたしますか考えがあるか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 亘理町は気候温暖、風光明媚と言われております。そういう中でやはり寒さ対策もやはり要するに土台があのような仮設でございますので、横からよりも下からの寒さの方がきついのかと思っております。そういうことから、や

はり下に電気毛布、あるいは厚手のカーペットなどを配布したいなと思っておるところでございます。そういうことで、やはりこのエアコンそのものについては、果たして日中からそうかけるとそのように電気料はかかりますけれども、やはり時間を限って日中でも寒いときは老人の方々はかけると、そして保温を十分とりながらやってもらわないかと思っております。あくまでも一般住宅と違って仮設住宅でございます。緊急避難的な仮設住宅でございます。それらについては、やはり自分でもいろいろと本人本人が工夫をしながらしてもらおうほかないのかなと思っております。そういうことから、やはり寒さ対策、そして本人の健康管理を十分考えながら、エアコンの機能を十分活用しながら対応していただければと思っております。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 中には石油ストーブを買って暖をとるという方も出てくる可能性があります。あの狭い部屋で石油ストーブをつけたのでは、当然、一酸化中毒で命がなくなりますので、その辺の指導は徹底しなくちゃならないと思うのです。一応だめですよと言ってもやっぱり買う方も出てくるのかなと思いますので、その辺の徹底をするのにはどういうふうな対処をするのか、お伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 私もその暖のとり方について、石油ストーブは一酸化炭素の関係で危ないと思っております。そういうことから、これからの冬場に向けまして、現在、集会所で働いている職員、あるいはこの入居している方々に対しての情報発信というか、そういう手だてを講じながら進めてまいりたいと思っております。これらについても、やはり復興本部会議の中でもいろいろと協議をし、それらの情報伝達を各仮設住宅に情報発信をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） そうすると、断熱材に関しては、これは国費で対応がもしできない場合は互理町でも対応できないということで、断熱材を入れることに関しては、もしそういうふうな場合はあきらめてくれというふうになりますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） あくまでもこの仮設住宅の建設は宮城県でございます。しかし、宮城県そのものについても国の財政支援を受けてこの仮設住宅を建設しておるわけで

ございます。そして、今お話しのとおり、暑さ対策、そして寒さ対策についても県の中で国に対する要望ということで考えておるわけでございます。そういう中で、もし国、県からの支援がなければ、町の方でどのような形をとるのかということでございますけれども、これらの内容について、都市建設課長の方にもう少し、この外壁とかいろいろな手だてをした場合について1戸当たり何ぼぐらいかかるのか、50万かかるのか、あるいは30万で終わるのか。それらによってもいろいろと違うと思いますけれども、やはりこれらについても互理町だけでなく隣接市町村、県内の被災された市町村とも調整をとらなければならないのかなと思っております。やはりこれらの1戸建にそれなりの対応をする場合については、膨大な財源が必要ではなかろうかと思っておりますので、今後、県に対し、さらには隣接市町村等の対応などを見きわめながら検討してまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） もう一つ、冬場に向かって考えられるのが、仮設住宅の入り口がほとんど北側なんですよね。積水さんのところは南側に茶の間ですか、入り口として段差のない入り口がありますけれども、そのほかは全部北側から入って台所、勝手口から入るといふような形の中で、これから西風、北風が強くなる時期です。普通の北向きの玄関があるうちというのは、そのほかにもう一つまた部屋をつくって直接北風が入らないようにして中の部屋に影響がないようにつくってありますけれども、今回の仮設の場合は直接入るようになります。中にはもう今から対処して、玄関の外に1部屋つくっている方もいますけれども、それはお金のある方とかそういうふうな方がしているのであって、全般的に見ればごく一部です。その辺に関しては、北風防止というふうな対処、対策は考えているのかどうか、お聞きいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この仮設住宅そのものについては、5カ所あるわけでございます。野球場の跡地の宮前仮設住宅そのものについても、そういう要望があるわけでございますけれども、あの場所については北側に体育館があつて、あるいは校舎があるということから、どのくらいの数が入るのかと。あるいは、この互理神社の館南については、三方を囲まれた中でございますので、北風は余り入らないのかなという感じもしております。あるいは、旧館、館南については、中央公民館の南側にある。しかし、一番大変なのは便利のよすぎる公共ゾーンが北からも西からも風が入る。

条件がよすぎて風が入るといふふうな、買い物とかいろいろ便利、よさはあるんですけども、これらについても、先日、担当課の方ともどういう対策をとったらいのかということで考えておったわけでございますけれども、その対策については、ネットを張るにしても、要するに普通のビニールハウス、イチゴ栽培の、あのネットだけではもたないでしょうということ。それには、あの距離的な問題、高さの問題、それらについてはなかなか難しいのではなからうかということで、検討はさせました。しかし、現実には北風、西風を防ぐには防風ネットの設置そのものについても膨大な財政負担が伴うし、高さの問題、幅の問題、風の強さにもよるといふことで検討させたわけでございますけれども、それらについてもやはり先ほどの寒さ対策の中で、もし県の方でそのような外壁の問題、あるいは二重サッシで対応できればよろしいのかなと現時点で思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） どちらにしても、あと1カ月、1カ月半くらいで本格的な冬が来ますので、来てから対策するのではなくて来る前に終了するような形で、ぜひスピーディーさを持ってやっていただきたいと思います。

では、2番目です。人数による入居条件の緩和ということです。

全員協議会でしたか、かなり前です。応急仮設住宅に入る間取りとか、そのほかにこの部屋には何人入るといふふうな説明がありました。1DKが1から2人、2DKが3から4、3Kが5から7になります。人数でうまく振り分けるということで、これは一番いいやり方かなと思って私もそのときは納得して喜んでいたんですけども、実際、入ってみたらいろいろ問題が出てきたということで、ちょっとお話しさせていただきます。例えば1DK、1から2名といふふうな条件です。条件といふか目安なんですけれども、例えばお母さんが70歳で息子さん単身で40歳、こんな方も1人1つの部屋に寝るといふふうな環境になっております。また、2部屋、2DKで三、四人といふふうな目安で入った方、家族、例えば55歳前後の夫婦が一部屋に入ります。残った一部屋にこの夫婦のお母さん80歳、それとその孫、まあ25歳の方が80のおばあちゃんと25歳の孫がもう一部屋に入るといふふうな状況が出てきますけれども、それに対しては、町長、どういふふうに感じていますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 人数による入居条件の緩和でございますけれども、介護の認定を受

け、あるいは介護用のベッドを使用している方がいらっしゃると思いますが、介護用のベッドが通常のベッドよりも大きいため、もう一人の方が寝る場所等、生活スペースがないため1DKから2DKへの部屋に移りたいという要望があるようでございます。

しかしながら、仮設住宅入居希望者全員の入居を早くすることが最優先でしたので、それまで待つていただくことにしておりましたが、今般、入居希望者全員の入居が完了したことから、移動を希望していた皆さんに移っていただいております。今後も同様の方が出てきた場合は、対応してまいりたいと考えております。また、今後は、自宅の改修等が終わり、仮設住宅を退去する方がふえてくると考えますので、このような部屋を有効活用し緩和を図ってまいりたいと。やはりそういう今お話しのとおり、親子同士であっても年代の構成によってはなかなか住みにくいというお話も聞いておりますので、現在のところ、60戸ほど空き部屋があります。それらの融通できる範囲の中で対応してまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 町長は、一番最初、仮設を2,000戸つくるというふうな、これは要望があったからだと思えますけれども、その中で実際1,126で済みました。実際、入居するときに仮設住宅希望調査表というのを書き込みまして、その中に続柄というのを書く欄がございます。ですから、1から2名なので1部屋というふうな判断のほかに、その入居の希望者の続柄を書く欄もありますので、できれば本来であればそこまで一緒に条件の中に踏まえて部屋割りをすべきじゃなかったのかというふうに思います。例えば、被害があつてうちがなくなって雨漏りしないうちを預けられたんだからこれでありがたいという人もいますけれども、でもその状況をこれから2年も3年も同じ状況で住むわけですから、少しでもやっぱり環境をよくさせてあげたいというのが我々被災していない方なり行政の方なりだと思うのです。それで、今言ったように、うちの修理が終わって少しずつ仮設から出ていった方がおります。60くらい今空き室があるというふうなことです。できればそういうふうなじいちゃんとかばあちゃんと孫とかが住んでいる方たちの意見を吸い上げてなるべく住ませるような形で、環境をよくするような措置を早急にとるべきじゃないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今の関係について、実際担当しております、今は基準に基づいて入居しているわけですが、具体的な内容ということで、保健福祉課長の方から答弁させます。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 人数による緩和でございますけれども、確かに今になればいろんなことが出ていると思いますけれども、スタートの時点ではそもそも条件として人数については規制がございました。それが議員さんの先ほどお話にあった人数でございます。それを超えた範囲での割り振りというのはできないというふうなことでございました。今回の介護ベッドにつきましても、こういった困った状況があるというふうなことで申し入れをして、そういうことであれば構わないというふうな回答でもって今回入っていただいたというのがございます。

あと、それから、今後どんどんどんどん空き部屋が、先ほどの改修が終わったということで多分空き部屋が出てくると思うんですけれども、それについても基本的には入居は新たな申し込み以外はだめというのが当初の決まりでございました。ただ、今後新たに入る分というのはニーズ、それからの議員さんのご質問のように家族構成等々でもうちょっと広い部屋が欲しいといったニーズを比べた場合、今回のご質問のようなニーズの方が高いだろうというふうなことで、これにつきましても県の方からそういった要望があるのであれば有効活用しても構わないというふうな逆にやっとそういった了解を得られたというふうなことでございますので、今後につきましてはあくまでも空き部屋がない限りちょっと難しいんですけれども、あとそのご要望も我々もいっぱい聞いているんですけれども、正直申し上げましていろんなことがございます。本当にちょっと私もこの場で言うのが難しい部分もあるんですけれども、確かにやむを得ないなという部分と、いやそこまでは無理ですよという部分といっぱいあるものですから、なかなか基準を設けるのは難しいというふうなことで、今後その空き状況を見ながら、なるだけそのご要望にお答えできるような形で進めさせていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 人間というのは長期間我慢するとどこかでストレスを発散しなくちゃいけないので、中には事件とか起きたらもう最悪になりますので、そういうふうにな

らないうちに手当てをしていただきたいと思います。

それでは、3番の自治会組織の立ち上げです。

今月の1日ですか、これは宮前の仮設住宅でコミュニケーションづくりというふうな話がありました。これは、当然社会というのは1人で生活できません。2人、3人、10人、100人というような組織で生きていくわけですけれども、なかなか今見も知らずの方が隣近所に住む仮設住宅の状況で、自治体組織ができないというのなかなか厳しいですけれども、7月から過ぎますと2カ月くらい過ぎます。これよく新聞なんかでありますけれども、ひとり暮らしの孤独死が阪神大震災では227名とか、復興住宅に移ってから11年間で671名とか、そういうふうなことがありました。でも、それは、しっかりした地域の自治体組織ができてあればある程度は防げるのかなと思います。また、組織ができればいろんな意見や要望、町への要望が集約できて、さっきの1番との兼ね合いになりますけれども、生活の環境とかが本当に住んでいる人たちからの意見ということで改善されるのかと思います。基本的には、これはその避難所避難所でやってもらうべきではありますけれども、やはり一番最初というのは行政である程度立ち上げのお手伝いはしなくちゃいけないのかなというふうに思いますけれども、その辺の取り組みを今までやってきたこと、あとこれからできること、やりたいこと、あればお聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 仮設住宅における自治組織そのものについてでございますけれども、震災前の組織そのものについては、荒浜地区、吉田東部地区そのものについてはやはり行政区単位ということで、区長さん、あるいは町内会長さんということで、長年にわたりましての自治組織ということで、今までお互いに助け合いながら健全な関係を築いてきたわけでございますけれども、今回の震災によって全く異なる仮設住宅に入居し、お隣がだれが住んでいるかということもわからない状況の中でございます。そういう中で、現在、町では兵庫県の「暮らしサポート隊」という皆様、あるいは仙台市のNPO法人のご協力を得て「住まいるカード」を作成中でございます。これは、まず初めはお隣さんを知ることからということで、1棟ごとに名前等を記入したカードを作成し、その情報を共有していこうというものでございます。

次に、それらの情報を広げていき、1カ所の仮設住宅全体に情報が行き渡るというものです。その過程においてグループのリーダー等を選出していただき、仮設住

宅内での決まり事、あるいはその仮設住宅の中での例えばお祭りをするとか、いろいろな行事をするとか、相談事、それらについての内容を今後町といたしましても指導しながら進めてまいりたいと思っております。やはりまずもって仮設住宅に入っている方々がお互いに隣同士がどういう世帯であるかということで、やはりお互い同士がコミュニティーを図っていかなければならないのかなと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 今、この宮前の仮設住宅の事例を説明いただきました。この新聞によりますと、既に大半、大半の数字はわかりませんが、多分半分以上ということで多分6割か7割くらいかなと思います。でも本来であればやっぱり99%、100%に近い方たちがこの組織に入らなかったら意味がございませんので、ぜひいい事例をつくって、そのほかの仮設住宅にもこういうふうなことですよというふうなことで、ぜひ取り組みを進めて実際にいただければと思います。

4番、災害公営住宅の早期整備です。

これも午前中なりに議員が同じような質問をしておりますけれども、さっき答弁、1番目のお話でしましたように、大変狭い中でこれから2年、ましてや3年住まなくちゃいけないというふうなことで、覚悟はしているものの、少しでも光の見えるような事業を本当は示していただければ、住んでいる方たちも希望が持てるのかなと。その少しでも光のあるものが、多分、私は災害復興住宅ではないかと思っております。これ復興会議では推進課長が24年からの事業というふうなことを言っておりましたけれども、24年度から始めまして供用開始は何年後になりますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この災害公営住宅そのものについては、まずもって入る方々の意向調査をしなければならないと思っております。さらには、建設予定地、どの辺を希望するか、あるいは町の方で提示して、それらの内容について移転する方々との調整をしなければならないと思っております。それが決まれば、建設そのものについては早くできるのかなと思っておりますけれども、まずもって意向調査並びに建設場所が先決かなと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） ちょっとこれ仙台市の例をお話しします。もうこれ23年5月1日に

災害公営住宅を整備しますということで、もう発表しておりました。これは、仙台市内の4地区にこの時点で早々と災害復興住宅を建設すると、戸数は600。スケジュールとすれば、ことし23年度に設計、用地確保、これは用地確保しています、仙台は。24年度に工事着工、25年度に供用開始ということで、1年半から2年、土地を持っていてすら1年半から2年かかるんです。今、この前の復興会議で課長が言ったように、24年度から始まったら25年の中盤か下手すると26年の初めにしか入れないということなんです。ということは、今から見るともう被災したときから見ると2年半から3年先にしかないということで、24年からじゃなくてももうあしたからでもいいから、そのつもりでやってもらって、あしたから始まっても1年半から2年かかるんですから早目にやってもらえれば、もう国の1次補正予算でもこのお金はついていますからね。それであとは災害査定は9月1日からたしか気仙沼だか石巻でも始まっていますので、順次互理も多分対象になると思います、これだけの被害なので。あとは、互理町でどの土地を確保するかです。土地さえ確保すれば、そこから建物の設計とかまちづくりを決めて建築に入れますので、その土地。確かにアンケートをとってその意見を聞いてどこにするかじゃなくて、この前の互理の荒浜というまちづくり団体から地域住民がどのくらいうちを建てられる、どのくらいがほかに移ってうちを建てる、どのくらいがもううちを建てられない、公営住宅に入るというそういうのを計算して見ていると思います。最低でも何十人、数百人ぐらいは災害公営住宅に入る方がいて、かつ町で示した代替地のゾーンじゃなくて違うところでも私はいいと思うんです。例えば、一つの例は公共ゾーンであって、一つは工場誘致の土地でもあっていいと思います。将来的には、これ町の所有なので、本当に原価だけいただいて、たしか耐用年数の3分の1過ぎたときに売り払いできるはずなので、その売り払いするときに少しでも安い金額、ということはやはり土地が安いところということになれば当然町の土地になると思いますので、そういうふうな仕組みをつくって早目に、24年度と言わないで、アンケートをとるのはわかりますけれども、一緒に土地を見つけることも並行にやっていくべきではないかと思います。今、避難所、仮設住宅に入っている方たちの心情を考えると、それがやるべき事業の一番優先なのかと思います。いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり今高野議員さんが言われたように、それらについては、やは

り公営住宅建設に向けて現在震災復興推進課の方でいろいろと検討させております。その中で、やはり建設場所によっては入る人と入らない人、あるいはこの公営住宅に入る人の人数、まずもって把握しないと、建物は建てたけれども入る人が少なくなった、その場合については全部町の方の負担になるということも十分財政的な負担も考えながら、できるだけこれらについては早急に意向調査、さらには選定場所について早く決定いたしたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 公営住宅で多分町が管理するようになると思うんですけども、その中の条件で町内の方が入れるかどうかわかりません。ただ、今回の災害でかなりの方が町外に転出しております。人口流出ということで、例えば公営復興住宅も福島第一原発あたりで南相馬市の人で避難した方たちも亙理町のすばらしい復興住宅に入居できるとなればそこで人口がふえるわけですので、それも含めてまた町外に今避難している方も早くそういうふうな整備をしてもらわないと、下手すると岩沼、名取の方に移り住む可能性もあります。人口流出になりますので、やっぱりその手当てを早くした方が私はいいと思います。

それでは、2番目の亙理町災害復興会議についてです。

第2回目の復興会議を傍聴させていただきました。そのときの資料が推進課でつくった資料に専門家の意見が全然入っておりません。当日すり合わせたような形なんです。その全然すり合わせていないような資料をその後の住民との交換会で使っております。その使った資料にまるっきり専門家の先生の意見がない中での話し合いをしているんですね。大変もったいない。もったいなかったなという印象があったんです。何で、そういうふうなせつかく4人のすばらしい東北大学の先生なりがいるのに、その辺、意見を踏まえた資料の中で住民に説明しなかったのかなというふうに疑問に思いましたので、この質問をさせていただきました。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、震災復興会議については3回開催させていただいたわけでございます。そして、さらには有識者会議だけで8月26日に基本方針案並びに土地の利用に対しての有識者会議ということでの会議をさせていただいたわけでございます。それらの各4人の意見を集約しながら、この復興のための意向調査を踏まえつつ、できるだけこの有識者の中の意見を反映しておるとおるところ

ろでございます。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） いや私が言ったのは第2回目の復興会議の話なんです。第2回目の復興会議では、推進課、亶理町でつくった推進課、これはコンサルタントがつくったやつだと思いますけれども、その中に全然学識経験者、専門家の話が入っていない資料なんです。わかりますか。第2回目は入っていないんです。資料、亶理町でつくった資料と先生がつくった資料が別々なんです。亶理町でつくった資料だけをその後の住民との交換会のときに使っているんです。でもこの先生はすごくいい意見を言っているんです。そのいい意見を何でこの資料に入れて、それを持って住民の説明会に臨まなかったのかということを知っているんです。第3回目ではなくて第2回目。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 各委員からの資料そのものについては、いろいろと参考にさせていただいております。そういう中で、ご案内のとおり、8月5日から11回にわたって住民との意見交換会を開かせていただいておりますけれども、その11回の中でその会場会場で別な資料になるといかなものかということで、当初に計画した内容で11回、さらには各種団体との説明会にまずもって同じ資料で説明会をさせていただいたということをご理解願います。ということは、その2回の会議の中で変更になったからといって、この後の意見交換会で別な資料になるといかなものかということで、当初作成した内容で説明をさせていただいたということでございます。

議 長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） その第2回目の会議で話し合ったら変更になったじゃなくて、会議に臨む前に大学の先生とか専門家の話で調整して第2回目で提出する資料を何でつくらなかったのかという話をしています。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 高野議員さんの質問と前後しますけれども、復興会議の中での会議資料ということでの資料の提出をこの有識者の方々の意見を入れて出すべきではなかったのかということでございますね。そういう中でも、やはりこの委員の方々でもいろいろ考え方が違うわけでございます。大村先生、あるいは石川先生、今村先

生、そして加藤先生、それらの調整そのものについてもいろいろと事務局の方でも苦慮しておるわけでございますけれども、なかなかやはり先生によってはご案内のとおり、高盛土方式とか人口丘をつくる、あるいは片方はやはりほかにこの1,000年に1度の津波であるので内陸部の方に移動するとか、やはり先生方もその専門専門があろうかと思っておりますけれども、考え方もやはり一つになっていないのが現実でございます。それらの整合性を図るためには事務局の方でも苦慮しておりますけれども、最終的にはあのような形で第2回目の復興会議に提案させていただいたということをご理解いただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） もう第3回目のときは、1週間くらい前に専門家の先生、大学の先生方たちの意見を取り入れて多分調整した資料が第3回の資料かなと私思うんです。何でそれを2回目のときにしなかったのかということなんです。まあいいです。わかりました。ちょっと時間がないので。

それと、次の住民との意見交換会での意見をまとめていいですか、時間がないので。住民の意向をどの部分に反映しているのか具体的に説明していただきたいのと、（3）若い世代、実は震災復興会議のメンバーの方たちに大変申しわけありません、50代後半の方がほとんどですね。これから亘理町の復興ということに関しては、これから10年、20年、30年たったときにああよかったなという部分があるはずなんです。その中で、もう少し若い人、20代、できれば30代の方たちの意見を入れる場をつくれないのかなというふうに思います。例えば、農業、漁業の後継者とか、極端に言うと学生さん、あと子育て世代とか、そういうふうなお母さんとかの若い考え、若い力が私は必要ではないかと思えます。

あと、4番目のわかりやすい配布資料。これは、一番最初に私、第2回目から行ったんですけれども、全然資料がわからない。見づらい。字は小さい、字は薄い、絵のセンスが全くない。これではわかりません。これは仙台市の復興の資料です。こんなに字が大きいですよ。こんなに字が大きい。こういうふうなのを見ることによって、高齢者とかに夢と希望を与えられるんです。こんな資料でこれから10年、20年、30年住むまちづくりの説明に来て納得できますか。考えてくださいよ。

そしてもう一つ、桜堤とよく言っていましたけれども、私桜堤によく議員の視察で行ってあそこにトイレ借りにいったからわかりますけれども、前は通ったことあ

りますけれども、あそこに登ってここが桜堤だと意識した人いないと思います。その中で、桜堤のような盛り土しますと言ってもわかりますか。自分たちがわかるんじゃないくて町民がわかるような説明書をつくってくださいねということで4番に書かせてもらいました。2、3、4、すみません、答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって意見交換会の意見を反映しているかということでございますけれども、先ほど来申し上げているように、11回開催させていただいたわけでございます。具体的に申し上げますと、被災された方々の居住確保を図る必要から、早期の災害復旧住宅の確保を図ること、そしてまた荒浜地区における居住エリアの設定に対しましてももとの地盤がよくない農地を避けるべきとの意見を踏まえましてその場所を居住エリアから削除するなど、さらには移転希望地区の住民の意向を十分踏まえ、意見を今後反映させてまいりたいということ。

さらには、第3点目の若い世代の力についてでございますけれども、これらについても、町の方の復興会議の中ではやはり若い職員を入れた班長、あるいは副班長の若い職員で組織しております課題別検討チームによります視点から検討し、計画策定を進めてまいっておるところでございます。また、ご案内のとおり、今後も住民との意見交換会やパブリックコメントなどの活用、さらには小中学生を対象に今回の震災を踏まえた将来の互理町の姿についての作文を書きいただきたいと思っております。その後、発表会の開催や被災地区内のPTAを対象とした意向調査の実施などを通して若い世代の皆様からの意見をいただき、復興計画に反映してまいりたいと思っております。

さらには、第4点目については、本当に私も震災復興、夜の会議が大半でございましたので、見づらかったということで、これらについては反省をいたしておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） ちょうど時間になりましたので終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって、高野孝一議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告6番までとし、通告7番からの一般質問は12日行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、12日月曜日午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時14分 延会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐信一

署名議員 山本久人

署名議員 熊田芳子